

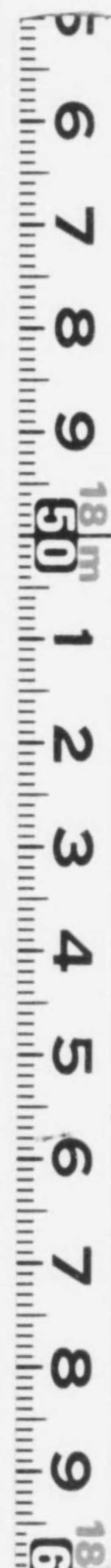
特251

781

取書 第七輯

通信の知識

法人團 (日本旅行協會)  
ジャパン・ツーリスト・ビューロー

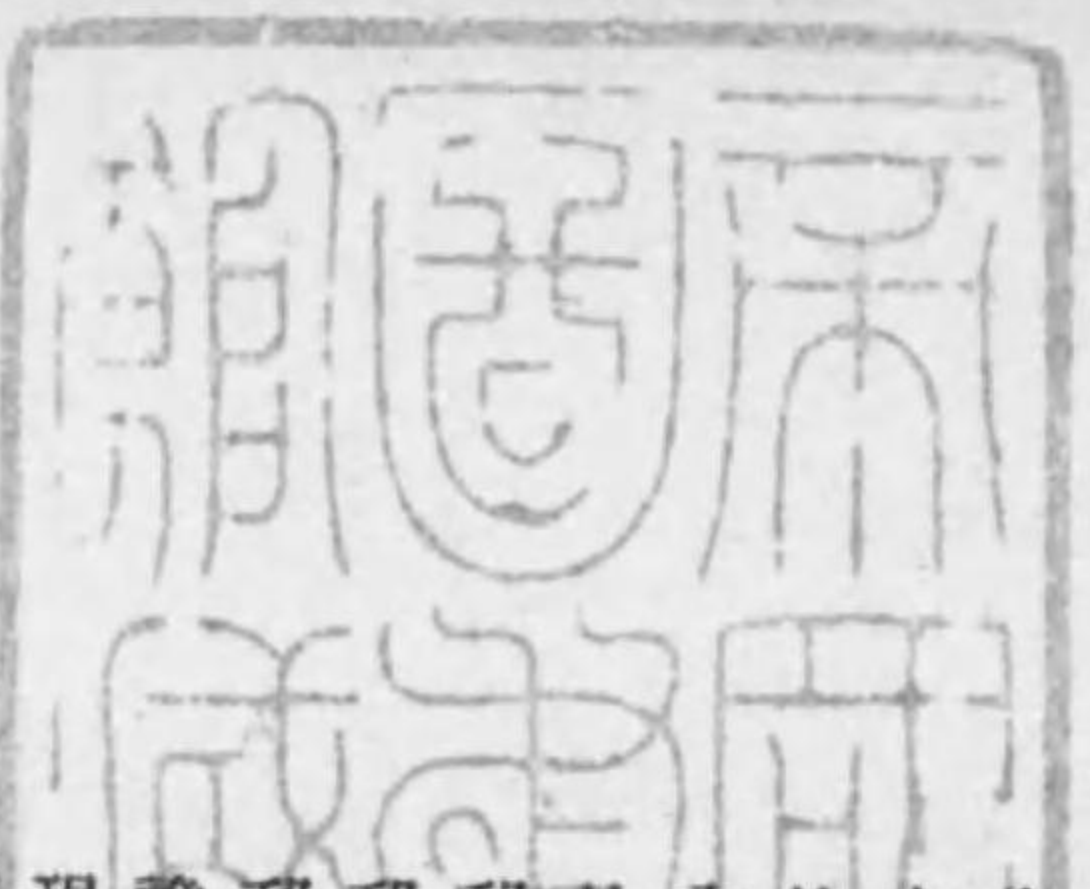


始



304

特 251.  
781.



目次

本稿は逓信博物館周知係の御援助を得て編纂致しまして、同係にて御校閲を願ひました。

郵便

内國通常郵便物……………一頁

多數の郵便物を差出す場合……………六

外國通常郵便物……………七

内國小包郵便……………九

外國小包郵便……………一〇

郵便物の寸尺、重量制限……………一三

郵便の特急取扱……………一五

郵便の記録取扱……………一〇

證明郵便……………一

現金を取立てる郵便……………三

郵便物の配達……………四

軍事郵便……………六

電信

電報の種類……………一八



無線電報	四一
語數計算	四三
船舶宛無線電報	四九
保管	五一

電話

内地通話	五二
外地通話	五六
日滿通話	五八
國際通話	五八

郵便爲替

郵便爲替の種類	六七
國際郵便爲替	六八

附錄

歐文通話表	七三
和文通話表	七四
慶弔電報文例	七六
外國祝賀電報文例	七八
國定ローマ字綴方表	八〇

# 郵便

郵便物は大別して、通常郵便物、小包郵便物の二つとなつてゐます。これは郵便物の性質、内容や料金負擔の關係を考慮して區別したもので、何れに依るかは利用者の任意であります。書狀と葉書は通常郵便でなければ差出すことが出来ません。

## 内國通常郵便物

**第一種郵便物** とは次に示すものであります。① 書狀——特定の人に對する現實の通信文で郵便葉書に依らないもの。② 印刷書狀——全部又は大部分印刷した開封の書狀及盲人用點字の開封書狀。③ 各種に該當しない物件——第一種から第五種までの何れにも該當しない物件で、例へば指輪・證券など。④ 封緘物件——郵便物の内容が何種に屬するものであつても、之を封緘して差出しますと總て第一種として取扱はれます。⑤ 第一種又は第二種と他種との合裝郵便物——總て第一種郵便物として取扱はれます。⑥ 成規違反の葉書——例へば葉書の表面に通信文を書いたり、郵便葉書の文字を抹消したり、又は原形の儘で使用しない如きであります。(第二種郵便物の項参照) ⑦ 通信文を記載した第三種乃至第五種郵便物——第三種から第五種迄の郵便物に對して、

通信文を記載しますと第一種郵便物としての取扱を受け、従つて不足料金を追徴されます。

二

第一種郵便物の料金		種類	重量	料金
印刷書状（左記の何れかに該当し且つ開封として差出すもの）		書状	二〇瓦迄毎に	四錢
① 全部印刷の書状				
② 大部分印刷の書状であつて官公署・公共團體・社寺・學校又は營利を目的としない法人團體から差出すもの	一二〇瓦迄毎に		三錢	
③ 大部分印刷の書状であつて營業者から直接その營業に關して差し出すもの				
④ 盲人用點字の書状	六〇〇瓦迄毎に			五厘

**印刷書状** 従來、無封書状と呼んでゐたもので、次の條件を必要とし、もし之に該当しないものは總て有封書状としての取扱を受けます。

① 誰れでも差出せる印刷書状——名宛及び年月日・金額のやうな數字を除いたその他の部分が活版・石版・木版・コロタイプ版・寫眞版・謄寫版・蒟蒻版に依つて全部印刷されたもの（タイプライター・炭酸紙はいけません）及び盲人用の點字の書状。② 一定の資格者だけが差出せる印刷書状——上に示した官公署・公共團體等から差出す大部分印刷したもの、及び營業者から直接その營業に關して差出すので、大部分印刷したものであつて

も直接營業に關係のないものは印刷書状とすることは出来ません。之等の郵便物の外部には必ず差出者の資格・氏名を明示することを要します。

**第二種郵便物** とは郵便葉書の類で何れも簡易通信に使用するために生れたものであります。

**郵便葉書の表面に記載出来る事項** は次のものに限られてあります。

① 差出人及び受取人の身分・職業・商標その他の稱號、電話番号・振替口座番號・電報略號・郵便私書函番號・取引銀行名・發送番號。② 日附及び至急・貴酬・机下等の慣用語又は敬語。③ 送達上郵便官署に必要な注意を示す事項。④ 繪葉書の表面二分の一以下に通信文。

**郵便葉書に添付又は加工** することは原則として出来ませんが、次のものは特に之を認めて居ります。① 郵便葉書を契約書・委任狀・受領證等にするため裏面に收入印紙を貼付した場合。② 郵便葉書に切手を貼付して之に記念の目的でスタンプの押捺を受けた場合。③ 往復葉書の返信部裏面に記念スタンプの押捺を受けるために切手を貼付して郵便局所に差出す場合。④ 私製葉書の裏面に裝飾・愛玩の目的で寫眞・紙片・樹皮などを規定に觸れない程度で全面を密着させて送る場合。⑤ 「郵便はがき」又は「郵便往復はがき」の文字及葉書料金印面（又は貼付した切手）を除いた部分に僅少な打出打抜を施す場合。

尙ほ、郵便繪葉書の表面二分の一以上に通信文を記載したり名勝スタンプを押しますと、第一種郵便物として取扱はれます。

**私製葉書の様式** 標準を挙げますと、① 紙質は政府發行の通常葉書と同等以上。② 厚さは同様通常葉書を標

三

準。③ 寸法は縦十二種八以上十四種五以内、横八種五以上十種五以内。④ 重量は一枚に付三瓦を標準。⑤ 表面の色彩は白色又は淡色。⑥ 表面上部又は左側部の中央に「郵便はがき」又はこれに相當する文字（例へば Carte Postale）の文字を記載。

第二種郵便物の料金	
通書	二
常書	四
復書	四
往書	四
封緘書	錢

第三種郵便物とは毎月一回以上定期的に発行する刊行物で逓信局長の認可を得たものに限ります。

第三種郵便物の料金			
種	類	重量	料金
第三種郵便物の認可を受けた定期刊行物で左記以外のもの			
①日刊新聞紙・官報・通信社発行の通信で發行人又は賣捌人から差出すもの一部一日分		六〇瓦迄毎に	五厘
②盲人用點字の定期刊行物		一〇〇瓦迄毎に	五厘
		六〇〇瓦迄毎に	五厘

第四種郵便物とは書籍・印刷物・業務用書類・書・畫・圖・商品の見本・博物學上の標本等であります。

第四種郵便物の料金			
種	類	重量	料金
書籍・印刷物・業務用書類・寫眞・書畫・圖・商品の見本及雛型・博物學上の標本			
①印刷物であつて毎月一回以上繼續刊行し且つ發行の都度その當月又はその翌月中に一月の發行に付百通以上差出すもので約束郵便の承認を受けたもの		一〇〇瓦迄毎に	三錢
②盲人用點字の書籍・印刷物及び業務用書類		一〇〇瓦迄毎に	一錢五厘
		六〇〇瓦迄毎に	五厘

業務用書類とは全部又は一部を筆書したものであること、文書であること、特定の人に對する通信文の性質を有つてゐないこと——この三條件を必要とします。上記の條件を備へぬものを差出しますと、たとへ開封であっても之は第一種有封書狀としての取扱を受けます。業務用書類とは新聞雜誌の原稿・戶籍謄本・履歷書・證明書・委任狀・紙製の鑑札・統計書類等です。

商品の見本又は商品の雛形 商品の性質又は形狀を示すに足る數量を營業者と發受し、又は勸業の爲に官公署若くは公共團體と發受するものであつて、その物自體又はその容器及郵便物の外部に「商品見本」又は「商品雛形」と記載し、差出人又は受取人の營業名又は資格を記載したものでなければいけません。

第五種郵便物とは農産物の種子の類です。一般の種子は勿論、その内容が苟くも播種、繁殖の目的であれば球根・塊莖・苗木の類や更に米穀検査所と検査員との間に發着する玄米その他養蜂・鶏卵・蠶種に至るまで何れも

農産物種子であります。

第五種郵便物の料金

農産物の種子

一二〇瓦迄毎に 一 錢

多数の郵便物を差出す場合

同一の差出人が同時に多数の郵便物を差出す場合、それらの簡易迅速を図るために次の様な便利な差出方法があります。

**料金別納郵便** これは従来「切手別納郵便」と言つたもので、郵便物に一々切手を貼付する代りに一定の印章を押捺し、料金は別に納付するものです。但し、この取扱を受けるには種類及料金額が同一である通常郵便物を、同一差出人から同時に五十箇以上差出す場合でなければなりません。

**約束郵便** 豫め承認を受けて料金後納の擔保金を納め、郵便物には一定の印章を押捺し、其の都度郵便切手を貼付したり料金を納めたりせずに、差出の翌月二十日迄に纏めて納める取扱であります。この取扱を受ける郵便物は定期刊行物・書籍・印刷物に限られます。殊に毎月一回以上繼續刊行の印刷物で、發行の都度その当月または翌月中に百通以上差出し逓信局長の承認を得た郵便物は、料金を低減される特典があります。

**市内郵便** は、同一郵便區市内に發着する同文または同一内容の郵便物で、同一差出人から同時に百通以上差出す場合に限りこの取扱を受けることが出来ます。之も郵便物には切手を貼付せずに所定印章の押捺を要します。

種類	料金
料金別納郵便	一般郵便料に同じ
約束郵便	一般郵便料に同じ 印刷物に同じして毎月一回以上繼續發し發行の都度其の当月又は翌月中に一月の發行に付百通以上を差出し低料差出の承認を受けたものは 百二十瓦迄毎に.....一錢五厘 百二十瓦迄毎に.....一錢五厘
市内郵便	×有封狀二十瓦迄毎に.....五厘 ×第三種郵便物百二十瓦迄毎に.....一錢五厘 ×第四種郵便物百二十瓦迄毎に.....一錢五厘 ×同時に三千一箇以上差出すときは三千一箇分より百二十瓦迄毎に.....一錢五厘

**郵便區市内** 郵便局の配達區域を「郵便區」といひまして、これを更に市内と市外とに分けてあります。市内は局の所在地及びその附近のことで、反對に郵便區市外はそれ以外の地域を指します。

外國通常郵便物

外國通常郵便物の種類と料金	
種別	料金
滿洲國、中華民國宛	四錢
その他の外國宛	二〇瓦迄以上二〇瓦迄毎に
書狀	二〇瓦迄毎に
印刷書狀	三錢
盲人用點字の開封書狀	五厘
	一二〇錢

郵便葉書	第三種郵便物たる日刊新聞紙・通信・官報	第一日分一〇五分 以上六〇五分毎に （但し發行人又は賣捌人より差出すもの）	六〇五分毎に	第三種郵便物たる定期刊行物	非ざる印刷物にして毎月一回以上發行し、發行中に當り郵便物として送附するもの	一〇五分毎に	書籍・印刷物、業務用書類、寫眞、書畫、圖、商品見本及標本、博物學上の小形包装物	一二〇五分毎に	農産物種子	一二〇五分毎に
往復常葉書	封緘	四四二	四四二	五	一錢五厘	三	一	二五〇五分毎に	一	一
往復常葉書	往復常葉書	往復常葉書	往復常葉書	往復常葉書	往復常葉書	往復常葉書	往復常葉書	往復常葉書	往復常葉書	往復常葉書
二〇〇錢	二〇〇錢	二〇〇錢	二〇〇錢	二〇〇錢	二〇〇錢	二〇〇錢	二〇〇錢	二〇〇錢	二〇〇錢	二〇〇錢

價格表記書狀	二〇五分 以上二〇五分毎に （中華民國宛に限る）	一四四錢	二〇五分	一三六錢
價格表記箱物	二五〇五分 以上五〇五分毎に （中華民國宛に限る）	一四四錢	二〇五分	一三六錢
盲人用點字の書籍・印刷物・業務用書類	六〇〇五分毎に	五厘	一〇五分	二〇〇錢

### 内國小包郵便

信書及郵便禁制品以外のものは、何んでも小包として差出すことが出来ます。小包と通常郵便とは實質的には何らの區別がなく、通常、小包の何れに依るかは差出人の意思に依つて定まるわけであり、小包には郵便物の表面見易いところに「小包」と記載して、「書留ならば「書留小包」と」差出すことが必要です。信書は小包に出来ませんし、又合装することも出来ません。尤も開封の送状又は添状は小包に添附することが出来ます。

種別	重量	小包郵便物の料金	
		内地相互間	内地と朝鮮・臺灣・樺太・關東局管内及南洋群島相互間
〇・五瓦迄	普通書留	一〇錢	二七錢
		一五錢	四二錢
普通書留	普通書留	一〇錢	二七錢
	普通書留	一五錢	四二錢
		滿洲國宛	中華民國宛
		其他の諸外國宛	

### 外國小包郵便

摘要	一〇 匁迄	九 匁迄	八 匁迄	七 匁迄	六 匁迄	五 匁迄	四 匁迄	三 匁迄	二 匁迄	一 匁迄
					五四錢	四六錢	三八錢	三〇錢	二二錢	一四錢
					八一錢	六九錢	五七錢	四五錢	三三錢	二一錢
				六 錢						
				一二 錢						
朝鮮及關東 支那管内 取扱はす					八五錢	七九錢	七三錢	六〇錢	四七錢	三四錢
					一〇〇錢	九四錢	八八錢	七五錢	六二錢	四九錢
鐵道又は船舶の通 せらるるに付ては各地宛小包 に付ては名宛人よ り追加料金を徴收	一八〇錢	一六五錢	一五〇錢	一三五錢	一二〇錢	一〇五錢	九〇錢	七五錢	六〇錢	四五錢
	一八〇錢		一五〇錢		一二〇錢		九〇錢		六〇錢	四五錢

別項「外國小包郵便物」の料金を参照

外國小包は聯合條約加盟國、滿洲國、中華民國、米國、濠洲、英國、香港、海峽植民地、メキシコ、カナダ、ソヴィエツト、南アフリカ聯邦小包に細別され、これらは各小包交換條約に依つて、その取扱料金は亦異つて居ります。

名宛國	外國小包郵便物料金(主要國)		料	金
	經由國	料		
獨 舊オースト リイを含む	直接(日船)	① 一匁迄 二圓〇四錢	五瓦迄	六圓五六錢
	佛國(佛船)	③ 一匁迄 二圓二〇錢	五瓦迄	六圓五二錢
	伊太利(日船)	② 一匁迄 二圓一二錢	五瓦迄	六圓五二錢
	英(カナダ經由)	④ 一匁迄 二圓八〇錢	五瓦迄	六圓五二錢
伊太利	直接(日船)	① 一匁迄 一圓八〇錢	五瓦迄	五圓九二錢
	又ハ佛船	② 一匁迄 一圓八八錢	五瓦迄	五圓九二錢
フランス	直接(佛船)	① 一匁迄 一圓九六錢	五瓦迄	五圓九二錢
	英經由(日船)	② 一匁迄 一圓九六錢	五瓦迄	五圓九二錢



エチプト	直 接(日船)	一疋迄 二圓〇錢	五疋迄 三圓三錢	一〇疋迄 五圓六錢
グレートブリテン (北部アイルランドを含む)	直 接(蘇土)	① 三六〇匁迄 二圓八〇錢 (三封度)	八四〇匁迄 三圓六〇錢 (七封度)	一三〇〇匁迄 四圓四〇錢 (二封度)
カナダ	直 接	② 四五〇匁迄 二圓九六錢 一疋八迄 五圓一六錢 三疋一五迄 六圓九六錢 四疋五迄 九圓一六錢	九〇〇匁迄 三圓五錢 二疋二五迄 五圓七六錢 三疋六迄 七圓九六錢 四疋九五迄 九圓七六錢	一疋三五迄 四圓一六錢 二疋七迄 六圓三六錢 四疋〇五迄 八圓五六錢
濠洲聯邦	直 接	三六〇匁迄 一圓六〇錢 (三封度)	八四〇匁迄 三圓四〇錢 (七封度)	一三〇〇匁迄 五圓二〇錢 (二封度)
香港	直 接	一疋五迄 一圓〇〇錢 一〇疋迄 三圓四〇錢	三疋迄 一圓八〇錢	五疋迄 二圓六〇錢
海峽植民地	直 接	一疋五迄 一圓四錢	三疋迄 二圓三錢	五疋迄 三圓六〇錢
アメリカ合衆国 グアム ハワイ 米本土及 其の他の 屬地	直 接	四五瓦又は其の端數毎に 二圓錢 四五瓦又は其の端數毎に 二圓錢(但し一〇疋迄) 四五瓦又は其の端數毎に 四八錢(但し一〇疋迄)		

フィリッピン	直 接	① 二〇匁(二封度)又は其の端數毎に 二圓錢 但し 一三〇匁迄(二封度) ② 四五〇匁迄 一圓七六錢 一疋八迄 三圓八〇錢 三疋一五迄 五圓八四錢 四疋五迄 七圓八四錢	一圓七六錢 三圓八〇錢 五圓八四錢 七圓八四錢	一疋三五迄 二圓二四錢 二疋七迄 四圓二六錢 四疋〇五迄 六圓三錢
滿洲國	別項 「小包郵便物の料金」参照			
中華民國	別項 「小包郵便物の料金」参照			

郵便物の寸尺・重量制限

郵便物の迅速・正確化を圖るために、取扱上に困難を招くやうな著しい重量の郵便物、或は容積の餘りに大きなものなどに對して差出上に制限を設けてあります。尙、今回次の如く制限範圍が擴大されましたので、いろいろ便利になりました。

通常郵便物	
内國通常郵便	外國通常郵便
長・幅・厚 四〇センチメートル 三〇センチメートル 一五センチメートル	長、幅、厚を合せて (但し一面の寸尺は 六〇糎) 價格表記箱物 長 三〇 幅 二〇 高 一〇糎

重量	第一種 制限なし 第三種より第五種まで 但し商品の見本及雛型 盲人用點字の書籍・印刷物 業務用書類(但し速達及航空 業務用書類)	一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百
長・幅・厚	一メートル	〇、五、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百
重量	満洲國宛書状制限なし 商品の見本・価格表記箱物 其小形包装物の他	〇、五、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

重量	六キログラム 但し速達及航空	二キログラム
長・幅・厚	六〇センチメートル 六〇センチメートル 六〇センチメートル	一メートル 二〇センチメートル 二〇センチメートル

種類	外國小包郵便物
重量	一〇キログラム 但し一〇キログラムの小包を許さざる
一面の寸尺	一メートル 二五
容積	五キログラム迄のもの 六〇立方デシメートル の六〇立方デシメートル 迄のもの八〇立方デシ メートル
横	汽車汽船の通ずる 地方は二一六立方 デシメートル

滿洲小包	一〇キログラム	一メートル 二五	五キログラム迄のもの 六〇立方デシメートル の六〇立方デシメートル 迄のもの八〇立方デシ メートル	汽車汽船の通ずる 地方は二一六立方 デシメートル
中華民國小包	一〇キログラム	一メートル 二五	五五立方デシメー トル	
メキシコ小包	五キログラム	六〇センチメー トル	二五立方デシメー トル	
カナダ小包	一貫三二〇匁	長さ二尺並幅及厚さ各一尺		
英國・フィリッ ピン・濠洲・南 アフリカ聯邦小 包	一貫三二〇匁	長さ三尺五寸並長さ及横周を合して六尺		
香港小包	一〇キログラム	長さ一メートル		
峽海殖民地小包	五キログラム	長さ一メートル 〇、五並長さ横周を合して一メートル八		
ソヴァイエト小包	五キログラム	長さ一メートル 二五	二一六立方デシメートル	

郵便の特急取扱

一般郵便物と異つた特別の取扱をして迅く送達する方法として設けられたのでありまして、現行の制度としては速達・航空・別配達の三つが挙げられます。これらの郵便が何故速く著くかといへばその引受・運送・配達の手續に特殊の方法を講じて極力時間を短縮することになつてゐるからです。

**速達郵便** ①内地ならば何處から何處へでも差出すことが出来、途中の運送には定期航空（後述のとほり原則としては有封書状と葉書に限る）・鐵道・自動車等を用ひて著けば直ぐ配達します。殊に左記各號の郵便局相互間には特別の速達便が設けてありますから、この地域内に發着するものは非常に速く送達されます。

速達便の特別送達地域

- (一) 東京市内各局（碓郵便局を除く）、川崎、横濱市内各局（笹下及び金澤郵便局を除く）、鎌倉、横須賀、藤澤、平塚、小田原、熱海、川口、浦和、大宮、宇都宮、日光、栃木、佐野、足利、桐生、伊勢崎、前橋、高崎、熊谷、市川、船橋、千葉、土浦、水戸、吉祥寺、立川、八王子、川越。
- (二) 新潟、三條、長岡、新發田。
- (三) 名古屋市内各局、岡崎、豊橋、濱松、枇杷島、一宮、岐阜、大垣、桑名、富田、四日市、津、松阪、山田、瀬戸。
- (四) 金澤、高岡、富山。
- (五) 大阪市内各局、尼崎、伊丹、西宮、蘆屋、御影、神戸市内各局（六甲山郵便局を除く）、明石、舞子、姫路、吹田、守口、京都市内各局（上加茂、嵯峨及び醍醐郵便局を除く）、大津、彦根、福知山、舞鶴、新舞鶴、豊中、池田、布施、堺、濱寺、和泉大津、岸和田、和歌山。

- (六) 廣島市内各局、呉。
  - (七) 松江、米子、今市。
  - (八) 高松、坂出、丸龜、善通寺。
  - (九) 松山、今治。
  - (一〇) 下關市内各局（江ノ浦郵便局を除く）。門司、小倉、戸畑、若松、八幡市内各局、福岡市内各局（西新町及び姪濱郵便局を除く）、久留米、大牟田、佐賀、唐津、直方、飯塚、後藤寺。
  - (一一) 熊本市内各局。
  - (一二) 長崎市内各局。
  - (一三) 大分、別府、中津、佐伯。
  - (一四) 仙臺、鹽釜。
  - (一五) 青森、弘前。
  - (一六) 札幌、小樽、岩見澤。
- ② 手紙や葉書に限らず、新聞・雑誌・書籍の類や小包（重量二匁迄）でも總て郵便物の表面に「速達」と書き左掲の速達料を納めれば速達郵便として差出せます。なほ飛行機を利用して運ばれるものは原則として有封書状と葉書ですが、その他のものでも特に航空運送を希望する時は郵便物の表面に「速達」のほか「航空」と朱書し別掲の航空取扱料を納付すれば空中輸送することも出来ます。

速達郵便料

（此の外普通郵便料を要します）

① 郵便區市内宛	八錢
② 郵便區外宛	三〇錢
③ 郵便局を指定したもの	二五錢
④ 郵便局を指定したもの	實費額

③ 料金額が不拂の時は最少額の料金を納めて差出すこと不足があれば不足額は受取人（もし受取人が納めなければ差出人）が納めることになつてゐます。なほ、差出は書留・價格表記・小包以外のものならポストに入れて

も差支ありませんが、集配局の窓口で概して早く著くことになりす。④ 速達の返事を速達で受取りたい時、郵便物の表面に「要返信」と朱書しておけば受取人は十分間以内に返信を速達として配達人に依託出来す。⑤ 午前零時から午前六時（十一月一日から翌年二月末迄は午前七時）の間に著いた速達は午前六時を待つて配達しますが、この時間中でも特に配達を希望するときは郵便物の表面に「時間外配達」と朱記するだけで特別の料金は要りません。

**航空郵便** ① 内地相互間に發着する有封書状と葉書は特に「航空」とする必要がなく「速達」とするだけで飛行機で運びますが、印刷書状・第三種乃至第五種郵便物及び小包（重量二匁迄）は「速達」とした上に更に航空としなければなりません。② 朝鮮・臺灣・樺太・南洋群島・關東州及び外國宛の急ぎのものは航空郵便（又は別配達）として取扱ひます。③ 航空取扱の料金は次のとおりですが、滿洲國・中華民國以外の外國宛航空郵便の料金は、名宛國に依つて異つてゐますから、郵便局でおたづね下さい。④ 航空郵便には「航空」と朱書して下さい。

種 類	航空取扱料金	
	（此の外普通郵便料を要します）	
第一種印刷書状 第一種印刷書状に非ざる	重量	二〇匁迄毎に 六〇匁迄毎に
	内地相互間	一〇錢
内地と 朝鮮・臺灣・樺太・南洋群島相互間	郵便物一箇に付	三〇錢 五〇錢
	内地と滿洲國又は中華民國間	一八錢 三五錢
滿洲國・朝鮮・南洋群島相互間	郵便物一箇に付	二〇錢 三五錢
	滿洲國・朝鮮・南洋群島相互間	二〇錢 三五錢
大連・北支那間	郵便物一箇に付	六錢 二〇錢
	大連・北支那間	六錢 二〇錢

通 常 葉 書	航空取扱料金	
	（此の外普通郵便料を要します）	
往復葉書 封緘葉書	重量	六〇匁迄毎に 一〇匁迄毎に
	内地相互間	一〇錢
新聞雜誌・印刷物・業務用書類・商品見本・農産物種子	郵便物一箇に付	五〇錢 一〇錢
	内地と滿洲國又は中華民國間	一八錢 三五錢
新聞雜誌・印刷物・業務用書類・商品見本・農産物種子	郵便物一箇に付	七五錢 五〇錢
	内地と滿洲國又は中華民國間	七五錢 五〇錢
新聞雜誌・印刷物・業務用書類・商品見本・農産物種子	郵便物一箇に付	一〇錢 一〇錢
	内地と滿洲國又は中華民國間	一〇錢 一〇錢

**別配達郵便** は郵便物が配達局に著けば直ぐ特使を出して配達するもので① 朝鮮・臺灣・樺太・南洋群島・關東州及び外國宛の書留又は價格表記とした郵便物に限りこの取扱を受けられます。② 郵便受付時間外でも集配事務を扱ふ局ならば引受けす。③ 差出す時は郵便物の表面に「別配達」又は「何局別配達」と明記を要す。④ 料金は左表の通です。もし配達里程不明の節は前掲「速達郵便」の例により最少額を納めることになつてゐます。

別配達郵便料 (此の外普通郵便料を要しません)	
内地外間	陸上八軒迄.....三〇銭 以上四軒迄毎に.....二五銭 船料を要したとき.....實費額
滿洲宛	同上
中華民國宛	同上
その他の外國宛	通常郵便物.....三〇銭 小包郵便物.....二〇銭 通常郵便物.....四〇銭 小包郵便物 (聯合約定加入國宛).....八〇銭 その他.....五〇銭

### 郵便の記録取扱

普通の郵便物と區別して取扱ふ鄭重扱でありまして、萬一損失があつた場合はこれを補償するもので、其の點から觀れば一種の保險の如きもので書留及價格表記の二つが即ち之であります。  
**書留郵便** には通常と小包とに區別なく總ての郵便物が出來ます。萬一郵便物を亡失・毀損した場合には一定金額を賠償する制度でありまして、郵便物の引受に當つては受領證を差出人に交付し、配達の場合は受取人から受領印をとり取扱中は一々記録して郵便物の受授を明らかにし、送達の確實を保障するものであります。  
**價格表記郵便** には封緘した郵便物であれば總て其の取扱を受けることが出來るのであります。書留と同様に

特に鄭重な取扱を受けますが、萬一亡失の場合には表記金額を、毀損の場合にはその損害額を賠償する點が書留とは異つて居ります。尙通貨を送る場合には必ず價格表記とせねばなりません。(價格表記金額は千圓まで)

價格表記	記録取扱料金		
	書留	種別	金額
通常	小包	内地相互間	一〇銭
	通常	内地外間	一〇銭
小包	別項「小包郵便物料金」参照	滿洲國宛	一〇銭
		中華民國宛	一〇銭
		其他の國宛	一六銭
		實費額	同上

### 證明郵便

證明郵便とは郵便官署が取扱つた或る事實または内容を公に證明する特殊取扱制度です。この取扱を受けるには書留又は價格表記(内容證明を除く)とした郵便物に限られます。

**配達證明郵便** は貴重な物件や重要な書類などを差出す場合に、果して完全に配達されたか否か、また何日に配達されたかを知ることが出来るものです。

**引受時刻證明郵便** とは、郵便官署で郵便物を引受けた時刻を證明する取扱で、鑛業に關する出願や新案特許の願書などの如く、差出時刻の前後に権利の得喪が掛るものに利用して便利です。

**内容證明郵便** は郵便官署で何時、誰が、誰に宛て、如何なる内容の文書を差出したかを證明する取扱で、後日の證據とする催告・請求・承認・取消などの法律行為をする場合、その他發送した文書の内容を後日の證據とする必要がある場合に利用されます。

引受時刻證明	證明郵便料金			
	内地相互間	滿洲國宛	中華民國宛	その他の外國宛
配達證明 (到達證)	郵便物差出の際 請求の場合 一箇に付 四錢 同、差出後 八錢	郵便物差出の際 請求の場合 一箇に付 四錢 同、差出後 八錢	郵便物差出の際 請求の場合 一箇に付 四錢 同、差出後 八錢	外國宛通常郵便物聯合小包、ソグイェット小包、海峽植民地小包、香港小包は郵便物差出の際請求のものに依る。その他同差出後二〇錢、その他條約及約定に依る小包は五錢(米國、比島宛書留小包は無料)
	五錢	五錢		

内容證明
<p>贈本一枚のものは 同二枚のものは一枚を増す毎に 同時に二箇以上同文のものを差出す場合 は内一箇を除き他は最初の料金の半額</p> <p style="text-align: right;">一〇錢 四錢</p>

### 現金を取立てる郵便

差出人の依頼に依つて受取人から金錢を取立る特殊取扱に代金引替と集金郵便との二つがあります。

**代金引替郵便** 郵便物を名宛地の郵便局に留置いて、窓口で郵便物を受取人に交付の際その郵便物と引替に代金を取立て、之を差出人に送附するものです。通信販賣や遠距離地間の取引などに多く利用され、謂はば居ながら商賣の出来る便利な制度であります。尙、代金引替の取扱を受けるには、書留または價格表記とした郵便物で引換金額は千圓以下でなければいけません。又留置期間は内國郵便は十日、外國郵便は關稅を附したものは二十日、關稅のないものは七日間となつてゐます。

**集金郵便** とは、差出人が委託する一定の證書または證券に依つて、受取人(支拂人)から金錢を取立てる取扱で、即ち郵便官署が債權者に代つて債務者の居室に行き、債權を取立てるものであります。尤も郵便局留置とすることも出来ます。現金受領證・荷物引替證・船荷證券など色々な金錢取立に利用されます。(取立金額制限は證書三圓以上五〇圓以下、證券三圓以上一〇〇圓以下)

現金取立郵便料金		種別
内地	相	内地相
外地	相	内地相
互	間	互間
間		
滿洲		滿洲國宛
國		
宛		
中		中華民國宛
華		
民		
國		
宛		
其		その他の外國宛
他		
の		
外		
國		
宛		

種別	代金引換	集金郵便
内地相	引替料一口に付五錢、外に金額に付五錢、取立金額に付五錢を要す	集金委託料一口に付五錢、外に金額に付五錢、取立金額に付五錢を要す
内地相	引替料一口に付五錢、外に金額に付五錢、取立金額に付五錢を要す	集金委託料一口に付五錢、外に金額に付五錢、取立金額に付五錢を要す
互間	引替料一口に付五錢、外に金額に付五錢、取立金額に付五錢を要す	集金委託料一口に付五錢、外に金額に付五錢、取立金額に付五錢を要す
互間	引替料一口に付五錢、外に金額に付五錢、取立金額に付五錢を要す	集金委託料一口に付五錢、外に金額に付五錢、取立金額に付五錢を要す
滿洲國宛	引替料一口に付五錢、外に金額に付五錢、取立金額に付五錢を要す	集金委託料一口に付五錢、外に金額に付五錢、取立金額に付五錢を要す
滿洲國宛	引替料一口に付五錢、外に金額に付五錢、取立金額に付五錢を要す	集金委託料一口に付五錢、外に金額に付五錢、取立金額に付五錢を要す
中華民國宛	通常郵便物二八錢、小包郵便物二〇錢、外に代金引換金額	—
中華民國宛	通常郵便物二八錢、小包郵便物二〇錢、外に代金引換金額	—
その他の外國宛	通常郵便物は、小包郵便物とも二〇錢、外に代金引換金額又は換算額二圓迄毎に一錢	—
その他の外國宛	通常郵便物は、小包郵便物とも二〇錢、外に代金引換金額又は換算額二圓迄毎に一錢	—

### 郵便物の配達

郵便物の配達方法には配達の特例として次の様なものがあります。  
**留置郵便** 受取人の居所に郵便物を配達せず、郵便官署に一定期間（十日間）留置いて、受取人が出頭の際郵便物を交付する取扱です。旅行などの場合に利用して便利です。  
**郵便私書函** 集配事務を取扱ふ郵便官署が一般利用者に貸與するために設けた郵便受函のことです。この受函には各番號が附されており、その番號を肩書した郵便物が到着すれば直にその私書函に配付されます。私書函の利

用者即ち受取人には各専用の鍵が渡されてありますから随時開函が出来るので、到着したばかりの郵便物をすぐ受取ることが出来ます。郵便物の到着から配達までの所要時間を節約することが出来るので、一刻を争つて郵便物の到着を必要とする向、または居所に配達されたくない方にとつて極めて便利なものです。

種別	内地相	滿洲國宛	中華民國	其他の諸外國宛
留置郵便	別に取扱料金を要せず	別に取扱料金を要せず	別に取扱料金を要せず	別に取扱料金を要せず
郵便私書函	使用料年額二圓乃至六圓（局に依り相違）	—	—	—

**課金別納郵便** は外國郵便にのみ設けられたもので、郵便物が名宛國に於て課せられる關稅などの課金を、差出人が豫め保證金を郵便局に預けて置き、名宛國からその課金額の通知があつた場合始めて之を精算する取扱であります。贈答品などを送る場合によく利用されます。課金別納は郵便物差出後でも請求することが出来ます。

課金別納料	小包郵便物差出後	外國に差立準備着手前
小包郵便物差出後	外國に差立準備着手前	一〇錢
請求の場合に限る	同 着手後	三六錢

**外國郵便の締切豫告** 常に外國郵便物を差出される向は外國郵便交換局から郵便物の「締切豫告」を受けると便利です。外國郵便交換局とは、直接に外國へ郵便物を差立てたり、また外國からの郵便物を受取つたりする郵便

局で締切豫告の料金は次の如くです。

東京中央、横濱、神戸中央、大阪中央各郵便局	長崎、門司、敦賀、下關、函館、小樽各郵便局
暦月一月又はその未滿に付 一圓	暦月一月又はその未滿に付 五十錢

尙、名古屋及博多の兩局は外國航空郵便の交換局であります。

### 軍事郵便

戦線と故郷をつなぐ郵便——これが軍事郵便であります。戦地又は之に準ずる土地に在る軍人・軍屬その他に發着するもので、戦時又は事變の際に「軍事郵便」と表記して差出す郵便物に限りません。

**軍事郵便物の取扱範圍** は北支・滿洲・揚子江・南支方面に在るもの又はこれに派遣する①軍隊・軍艦・水雷艇・軍衙・軍人・軍屬若くは軍衙の許可を得たもの（例へば新聞通信員）から發するもの。②以上に宛て、發するもの——であります。尙①の場合、差出郵便物は料金が無料②は總て有料（内國又は滿洲國宛料金は同じ）ですが差出資格の制限がなく、誰でも差出すことが出来ます。軍事郵便として差出すことの出来るものは次の如くです。

軍事郵便に差出せる郵便物の種類	
無料軍事郵便	書 状 私用（一通の重量二〇瓦を超過しないもの、但し新聞通信は二〇〇瓦迄） 公用（一通の重量 六〇〇瓦を超過しないもの） 軍事郵便葉書、私製葉書 公用に限る。
有料軍事郵便	①書状 ②郵便葉書 ③新聞雜誌 ④書籍、印刷物、寫眞 ⑤小包郵便物 小包郵便物書

**料金の未納・不足がないやうに** 特に注意を願ひます。若し不足の場合は一般の郵便と異つて總てこれを差出人に還付し、不足額の二倍の料金を徴収します。

**軍事小包郵便物** は總て書留扱に限られてあります。また差出の際は内容・品名・數量・價格等、郵便局で交付する小包送票に詳細記入することを要します。

軍事小包郵便物の料金	
重 量	料 金
五〇瓦迄	三錢
一庇迄	四九錢
二庇迄	六三錢
三庇迄	七五錢
四庇迄	八八錢
五庇迄	—
六庇迄	—
七庇迄	—
八庇迄	—
九庇迄	—
一〇庇迄	—
滿洲方面	四五錢
其の他の方面	四三錢



軍事郵便の特殊取扱 は書留・配達證明（公用に限る）留置・約束郵便及航空通常郵便（無料軍事は公用に限る）に限られてあります。尙詳細は郵便局におたづね下さい。

# 電信

## 電報の種類

電報の種類を分類しますと、和文電報・歐文電報と言ふ風に電文に依つて區別することも出来ますし、その取扱方法に依つて通常電報・特別電報とも分類することが出来ます。更にまたその宛先に依つて内國・日滿・外國電報と言ふやうに分けることも出来ます。

電報の書き方 は明瞭に書かぬと取扱中判讀を誤り、間違の因となるから可成くインキか墨で丁寧に書かねばなりません。文字は正確に、数字は大きく、特に二と一、ミと三、ヒと七、ハと八、リとソ等の紛はしい字は注意を要します。本文中の濁點又は半濁點文字は二字に計算されますからその文字の次は一字空けます。又和文數字の十は「一〇」と書き、三十五ならば「三五」といふ様に書くのです。

電報の名宛は明瞭に書かぬと之亦遅れたり、配達出来なかつたりしますから、單に何々線何々驛前とか、何々市外とか云ふ様な俗稱や通稱の書き方でなく、何縣何郡何町何字何番地と云ふ行政区劃上の正しい名稱を簡單に

書くことです。當り前のことですが多忙の裡にもこう云ふ習慣をつけておくと能率に好影響を與へます。特に東京・大阪・名古屋等の大都會宛のものは必ず番地を添へて書き、肩書のあるものは忘れぬ様に注意して下さい。通常電報 とは最も多く一般に利用されてゐる電報で料金は次の如くであります。

通常電報料金			
種別	内國和文電報	日滿和文電報	外國歐文電報
官報	①同一市町村内は官報私報とも一五字迄一五錢、以上五字増毎に三錢	一五字迄（五語）三〇錢 以上五字増毎に六錢	發信人及宛先に依つて減額されるものもあり
私報	②内地相互間は官報私報とも一五字迄三〇錢、以上五字増毎に五錢 ③内地外地間は一五字迄は官報私報四〇錢、以上五字増毎に五錢	一五字迄（五語）四〇錢 以上五字増毎に八錢	別項、外國通常電報一語料金を参照
種別	内國歐文電報	日滿歐文電報	内地外地間歐文電報
官報	①同一市町村内は官報私報とも五語迄一五錢、以上一語増毎に三錢	五語迄四〇錢、以上一語増す毎に八錢	五語迄三〇錢、以上一語増す毎に五錢
私報	②内地相互間は官報私報とも五語迄三〇錢、以上一語増毎に五錢	五語迄 五〇錢 以上一語増毎に二〇錢	五語迄 五〇錢 以上一語増毎に五錢

★外地とは朝鮮、臺灣、樺太、小笠原島、南洋ヤツブ島を云ふ。

電報の特殊取扱 は逐年その數を加へ、現在では次の如く極めて複雑多岐に涉つて居ります。なほ、特殊取扱の指定略號は本文字數に算入して料金を計算することになつてゐます。

① 至急電報 特に急を要する場合に利用され、電報の中でも優先して取扱はれるものです。電報取扱時間外に受付けても別にその料金は不要です。

		至急電報料	
内國和文	指定略號	ウナ	官報は通常電報料の二倍 私報は通常電報料の三倍
日滿和文	ウ	ナ	右記に同じ
外國歐文	D		通常電報又は隱語電報料の二倍
内國歐文	UR		官報は通常電報料の二倍 私報は通常電報料の三倍
日滿歐文	UR		官報は通常電報料の二倍 私報は通常電報料の三倍

② 返信料前納電報 返信を欲しい場合、發信人が受信人に代つて返信に要する料金を前納するものです。

内國和文	ナ	ツ	一般料金の外に返信に要する料金
日滿和文	ナ	ツ	一般料金の外に返信に要する料金
外國歐文	RP		一般料金の外に返信に要する料金、但しサンチーム未滿の端數を附さぬこと

③ 照校電報 「より正確」を期する場合に利用されるもので、送受信の際反復照合する電報であります。

内國和文	ム	ニ	一般料金の外に通常電報料の四分の一
日滿和文	ム	ニ	一般料金の外に通常電報料の四分の一
外國歐文	T	C	一般料金の外に通常電報又は隱語電報料金の二分の一

④ 電報受信報知 電報の配達日時を知りたい場合に利用するもので、郵便に依つて發信人に報知するものと電信に依つて報知するものと二種があります。

内國和文	②①	②①	②①	一般料金の外郵便に依るものは 四錢 一般料金の外電信に依るものは 三〇錢
日滿和文	②①	②①	②①	郵便に依るものは 一般料金の外に四錢(芝罘宛五錢) 電信に依るものは 一般料金の外に三〇錢
外國歐文	②①	②①	②①	郵便に依るものは 一般料金の外に四〇サンチーム 電信に依るものは 一般料金の外に通常電報料の六語分

⑤ 追尾電報 旅行者等に宛てた電報を、その行先に逐次追送する電報です。(追尾料金は原則として受信人から徴収)

内國和文	チ	ラ	追尾一回毎に新に電報を差出したものとして計算
日滿和文	チ	ラ	追尾一回毎に新に電報を差出したものとして計算
外國歐文	F	S	追尾一回毎に新に電報を差出したものとして計算

⑥ 再送電報 とは受信人の移轉、出發後等の場合に、更にその行先に電報を轉送するものです。(再送料金は原則として受信人から徴收)

内國和文	ナ	チ	再送一回毎に新に差出したものとして計算
日滿和文	ナ	チ	再送一回毎に新に差出したものとして計算
外國歐文	Retransmitted From		再送一回毎に新に差出したものとして計算

⑦ 同文電報 これは同一市町村に宛て、同時に同文の電報を差出すものです。

内國和文	ム	ヨ	原信の外は一通に付 一五錢
日滿和文	ム	ヨ	原信の外は同文謄寫料一通に付 一〇錢
外國歐文	T M X		原信の外は各謄寫に付その語數五〇語迄一フラン、以上五〇語迄毎に五〇サンチム(原信を含め電報通數と同數の謄寫料を要す)

⑧ 總名宛通知電報 とは同文電報の受信人に各名宛を通知する必要がある場合に利用するもので、外國電報に限り設けられてゐます。別に特殊取扱料金を要しません。指定略號は“CTA”

⑨ 時間外電報 至急電報・新聞電報・船舶宛無線電報などの外、電報取扱時間外は電報を受付けないことになつてゐますが、この時間外にでも受付けるのが即ち時間外電報です。

内國和文	ラ	ラ	一般料金の外に通に付 三〇錢
日滿和文	ラ	ラ	一般料金の外に通に付 三〇錢
外國歐文			一般料金の外に通に付 三〇錢

⑩ 夜間配達電報 至急・時間外などの如く時間に制限のないものは格別ですが、普通の場合は午後十二時過ぎに配達局に到達したものは、この「夜間配達」の指定がなければ翌朝取扱時間開始までは配達を致しません。別に特殊取扱料金は不要。

和文は「タラ」外國歐文は“Night”

⑪ 留置電報 電報を郵便局或は電信局に留置くもので、旅行者などによく利用されます。これも同様、指定するのみで別に取扱料金を要しません。和文は「ムナ」歐文は“TR”

⑫ 別使配達電報 電報配達局から遠いところの人に宛てる場合に利用されるものです。即ち配達局から四キロメートル以内の土地は無料で配達いたしますが、それ以上のところ又は島嶼に宛てる電報は、たとへ至急電報であつても郵便に依つて配達されます。別使配達料は受信人拂とすることも出來ます。

内國和文	マ	ツ	八キロメートル迄三〇錢、以上四キロ迄毎に二五錢
日滿和文	マ	ツ	滿洲國宛は五〇錢、これを超過せる場合はその實費額

外國	歐文	X	P	宛先に依り相違するに付省略
★別使配達料受信人拂の指定			P	
内國和文、日滿和文				
外國歐文			Express	

⑬ 解船配達電報 沖合に碇泊してゐる艦船に宛てる電報は解船配達の請求をしなければ郵便を以つて配達されず。解船配達料も亦受信人拂とすることが出来ます。

内國	和文	ハ	ホ	一通に付三〇銭但し配達實費之を超過するときはその超過實費額
日滿	和文	ハ	ホ	
芝大滿洲宛		配達實費超過するときはその超過實費額		
★解船配達料受信人拂の指定				
				ハナ

⑭ 電話送達 とは電話加入者に宛てた電報を、受信人に電話を以つて送達するものです。一刻を争ふ商取引や至急を要する場合に利用して便利であります。これも指定するのみで特殊料金不要。指定略號は内國和文・日滿和文は「ムチ」外國歐文の場合は「TPE」

⑮ 配達日時指定電報 發信人が指定した日時より配達を開始する電報で、取扱範圍は内國・日滿間に限られ、同一市町村に宛て同文の電報を五十通以上差出す場合に限りります。

内國	和文	ヨ	イ	原信以下は一通に付 一五銭
日滿	歐文	M	A	
同		右		

⑯ 親展電報 は他見を憚るもの利用されます。即ち電報送達紙を封緘して配達するもので、特殊料金は不要です。内國・日滿和文とも指定略號は「ニカ」

⑰ 無絨電報 は外國電報に限り設けられた取扱で、これは上記の親展電報とは反對に、電報送達紙を封緘せず配達するものです。指定略號は「OVERT」

⑱ 本人直渡電報 これも外國電報のみのもので、名宛人に直接電報を交付する取扱です。指定略號「MP」別に特殊取扱料金不要。

⑲ 後廻電報 (課金指定LC) とは通常電報の次に通信閑散時に傳送される外國電報の一種で、料金は通常電報料の半額。但し差出資格として次の條件を必要とします。

- 1、取扱地——中華民國・ソヴェツト聯邦・土耳其等を除く世界主要地。
- 2、用語——國際電信規則に於て使用を許された普通語の内どれか一ヶ國語を以て本文全部を記載しなければなりません、但し固有名詞、會社名又は商品名等はそのまゝ記入が出来ます。
- 3、意義に關する制限——本文中に連絡した意義を有しない語辭、數又は名稱を包含する電報や、局でも電報

文の意義を解し難しと認められた電報は後廻電報として発信することが出来ません。

4、數、商標又は略語の制限——本文中に文字、商標若はFOB、CIF、YMCA、又はNYKの如く日常廣く使用せらるゝ略語で発信國の承認したものを混用することは差支へありませんが、是等は本文課金數の三分の一を超えてはなりません。但し其の三分の一が一語未滿の端數の場合には一語に切上げることになつて居ります。(文字で數を記載したものは數字としての制限を受けません)

②⑩ 書信電報 (課金指定 DIT又はNIT) 前記の後廻よりも一層低廉な料金で差出せる外國電報です。通信の閑散時に取扱はれるもので、次の條件が設けられています。1、料金——通常電報料の三分の一。但し一通の最低料金は二十五語分で之に滿たないものも二十五語分の料金を課せられます。2、指定——米國・フィリッピン・香港・マカオ宛は“NIT”その他の各地宛は“DIT” 3、配達方法——“NIT”は受付日の翌朝、“DIT”は受付日の翌々朝。4、用語——前記後廻電報の制限に従ふこと。

後廻電報の遅延する時間はどの程度かと云ふと、この電報は通常電報の後に傳送されるもので通信回線の輻輳状態に依り所要時分に差異がありますが、人為的に保留する様なことはなく、大體通常電報より若干遅れる程度のもので、それに各國標準時に差異があるので普通電報で送信すれば夜中相手國に着信するものが後廻では翌日着信する位で、結果に於ては餘程至急の事件か新聞社關係でもなければ大部分この後廻電報の半額の料金で打信出来る方を使用する様にしたと思ひます。尙参考迄に本邦の正午と主要國又は主要地との時刻を對照すれば

略左の通りであります。

備考	時	差 (本邦正午)	
		時	分
AM は午前	敦白	3	AM
PM は午後	倫敦・巴里・伊太利・西班・瑞伯	4	AM
	ソヴエツト聯邦及	5	AM
	亞丁	6	AM
	孟買・古倫	8.30	AM
	蘭貢	9.30	AM
	佛領印度支那	10	AM
	海峽殖民地・シヤム		
	香港・上海	11	AM
	馬尼刺		
	シメル	1	PM
	ホノルル	4.30	PM
	桑シ	7	PM
	市俄古・墨西	9	PM
	紐育・華盛頓	10	PM
巴太馬・秘露・智利			
ヴェノスアイレス	11	PM	
リオデジヤネイロ	12	PM	

※印は前日を示します

②⑪ 祝賀電報 クリスマス・新年・復活祭の祝賀文のみを記載した電文を、次の條件に従つて差出した場合に受付ける料金低減の外國電報です。(1) 受付期間——クリスマス・新年の祝賀電報は十二月十四日から翌年一月六日迄に差出すこと、復活祭の場合は毎年發表される公示期間内に差出すこと(2) 料金は通常電報料の三分の一、但し最低料金は十語分、それ以上は總語數に對する通常料金の三分の一。尙、本邦來着のものに對しては毎年意匠を變へた美麗な特殊送達紙を使用して配達いたします。指定略號は“TIT” (附録文例參照)

日支間電報 支那事變の進展につれ、皇軍の占據地域が擴大すると共に支那との和歐文電報もその取扱地域が著しく擴張されました。この電報の記載方は大體内國電報の場合と同様です。

取扱地域

○北支及蒙疆方面——天津・北京・唐山・塘沽・豐台・通州・石家莊・北戴河・秦皇島・保定・濟南・太原  
承德・徐州・青島・四方・滄口・芝罘・威海衛（以上北支） 張家口・宣化・張北・德化・商都・大同・厚和・包頭・豐鎮・平地泉（以上蒙疆）

○中支方面——上海・南京・蘇州・杭州

○南支方面——厦門・鼓浪嶼

料 金

北支、蒙疆——和文 一語（五字）に付 二〇〇錢 （特殊料金）  
歐文 一語（一五字）に付 三〇〇錢

中 支——上海迄 和歐文とも 一語に付 三六錢 （特殊料金）  
其他 " " " " 五〇錢

南 支——北支に同じ

慶弔電報 これは昭和十年の年頭にデヴューした「年賀電報」の好評に鑑み、更に時代の要求に添ふため制度を擴大し、前記の年賀電報の外に慶祝電報・弔慰電報を新に設けて之を綜合一括したものであります。何れも一定の文例に依つて差出す例文電報と、各自任意の電文より成る任意文電報とがあり、それぞれの内容にふさはしい

圖柄の送達紙を用ひて配達いたします。（附録文例参照）

慶弔電報料

①例文電報——同一市町村内……………一五錢	同文料……………一五錢
内地相互間……………四〇錢	……………一五錢
内地外間……………四〇錢	……………一五錢
艦船・航空機に發着するもの……………八〇錢	……………一五錢
但し艦船託送受所より發着するもの……………五五錢	……………一五錢
②任意文電報——一般電報料に同じ……………	……………三五錢

寫眞電報 は寫眞・繪畫・設計圖その他發信人の手跡をそのまま受信人に傳へることの出来るもので、その迅速正確・料金の低廉は、逐年その利用を増大しつゝある電信界の花形であります。現在のところは東京・大阪間にのみ設けられてゐます。

寫眞電報及特殊取扱料

種 類	寫眞電報料	同報寫眞料	至急料	複寫料
甲 號（一八×二六種）	八 圓	二 圓	八 圓	一 圓
乙 號（一八×一三種）	五 圓	一圓五〇錢	五 圓	六〇錢
丙 號（一八×八種）	三 圓	一 圓	三 圓	四〇錢
丁 號（九×八種）	一 圓	—	一 圓	—

新聞電報 とは新聞紙上に掲載するために發信證票所持者から新聞社に宛て、差出す電報のことです。これらに對しては新聞通信の社會文化向上の重要性を考慮して、その料金は特に低減し、更に豫約或は料金後納などの方法があり種々の便宜が與へられて居ます。

新聞電報料金	
内國和文	五〇字迄①内地各地間は二五錢 ②内地と小笠原、臺灣、樺太、朝鮮、南洋ヤップ島間は三五錢、①②ともに以上五〇字増す毎に ①は二〇錢 ②は三〇錢
日滿和文	本邦内地、臺灣、樺太、ヤップ島と滿洲國又は芝罘間は一語に付三錢。朝鮮若は芝罘、又は滿洲國間若は朝鮮と芝罘間は一語に付二錢
外國歐文	宛先、經由線路に依り相違するに付省略す

氣象通知電報 とは中央氣象臺や測候所で發表する天氣豫報を、至急電報と同じやうに迅い取扱で、然も低廉な料金を以て通知する特別電報です。漁業・蠶業家は勿論のこと、颶風シーズンなどには一般家庭にとつても、災害豫防上に必要なものであります。但し官公署以外の者が地方天氣豫報を請求するときは其の地方の測候所の許可書が必要とすることになりました。

種類	符號に依るもの		譯文に依るもの	
	一ヶ月分	一分	一ヶ月分	一分
全般天氣豫報	三四七五錢	一五錢	五圓	二〇錢

無線電報

海上はるかに航行する船舶に宛てたり、或は航空機の搭乗者に宛てたり、更に世界各國の土地に一瞬にして届けられる電報——これが無線電報であります。無線電報は送受信兩局が恰も談話するやうに通信交換を行ふものですから、その正確さは言ふ迄もないことで、通信速度は一秒間三十萬キロメートルの電波に依つて、一分間に一千文字を絶えず送受出来る迅速さであります。

全般氣象特報	一圓二五錢	一五錢	一圓六五錢	二〇錢
全般暴風警報	—	—	—	二〇錢
地方天氣豫報	二圓五〇錢	一〇錢	三圓二五錢	一三錢
地方氣象特報	—	一〇錢	一圓三〇錢	一三錢
地方暴風警報	—	—	—	一三錢

無線電報料金	
内國和文	①陸地と船舶または航空機間一五字迄八〇錢、以上五字増毎に一五錢、同文科 ②陸地相互間は特料金を課すものを除き有線電報料と同額 ③船舶相互間は航空機相互間一五字迄五〇錢、以上五字増毎に一〇錢、同文科 通に付三〇錢

日 滿 和 文	①陸地と船舶間 以上五字(一語) 増毎に	一五字迄
外 國 歐 文	別項「外國通常電報一語料金表」参照 發信局より陸上局迄の電信料金の外に陸上局と移動局との各取扱料を要す	一八〇錢 一六錢

**外國電報の本文** に使用出来る語辭は、普通語・隱語・秘語の三種でありまして、後廻電報・書信電報を除き、同一電報中に何れの語辭を混用しても差支ありません。

**普通語 (PLAIN) 電報** とは國際電信上に使用を許された國語で記載され、その國語本來の意義に使用された場合の電報のことです。文字又は數字で記した數で秘密の意義を持たないもの、略號名宛・商標・取引所相場・日常又は商業上の略號で發信國で承認したもの等電報中に混用を許されてあります。また普通語は國名・都市名・街路名・船舶名・航空機名等を一語として連記することを許されたものを除いて、國語の用法に従つて記載せねばなりません。これは十五字迄を一語として計算されます。

**隱語 (CODE) 電報** とは人爲的に作成された語辭、又は實在の普通語をその語が包有する以外の意義に使用し従つて文意の通じない語辭か、又は實在語と人爲語とを混用した電報のことです。隱語の構成要件は五字以下の文字より成り、且つ音符を附した文字を含みぬことです。五字毎に一語と計算され、料金は通常電報料の十分の六、語數が五語に満たぬ場合でも五語分の料金を要します。

**秘語 (CRYPTER) 電報** 秘語電報とは秘密の意義を持つアラビア數字及普通語又は隱語の何にも當嵌らない語

辭・數字を以つて作られた電報のことです。秘語も亦五字を以つて一語と計算されます。

**外國電報の料金** は特殊取扱料の外總て字語數に依つて計算し、著信地及經過線路に従つて額に相違がありません。外國電報の料金は金「フラン」によつて定められ別に金「フラン」に對する邦貨換算割合を一年四期(一月から三月、四月から六月、七月から九月、十月から十二月)に分ち、各期に適用するものを各前期の終りに告示されますが、これは圓爲替相場の變動激しい爲であります。尙別表に外國電報金「フラン」料金を掲げました。

### 語 數 計 算

外國電報中有料語數に算入される部分は、課金指定、名宛、本文及署名丈で其の他の額表と稱する部分即ち發信局名、番號、語數、賴信の日時、經過線路名及局用記事等は有料語數中に算入されません。

例へばピリオド(・) コンマ(,) 等は傳送方請求があれば一般には記號の代りに Stop とか Comma の語が使用されて居ります。

次に語數計算上の規定を電報書法の順に従つて説明致します。

尙以下一語、二語と云ふ語數計算例が出て來ますが、一語の意味を説明しますと歐文(外國語又はローマ字綴日本語)では**十五字 (15 Letters)** までが一語計算となつて居ります。従つて十六字、十七字までは**二語計算**となり課金せられ以下同じ方式によつて課金せられます。然し暗號電報の**一語は五字 (5 Letters)** 以内と限られて居ります。



此處で序ながら一音信と一語の區別をすると、

和文

歐文

一音信

十五字迄

五語迄

特に語 (Word) と字 (Letter) とを間違つたり混同せぬ様注意しなければなりません。

(イ) 指定 各課金指定は長さの如何に關はず何れも一語に計算されます。但し規定以外の指定は各語辭毎に一語と計算されます。例へば「Rp 2.50」(返信料二圓五十錢附)の課金指令は一語に計算されます。

(ロ) 名宛 (一) 受信人名、住所其の他の補足事項は各語辭に付十五字迄毎に一語、但し文字又は數字の集合より成るものは各集合に付五字迄毎に一語と計算されます。

(二) 萬國電信局名録の第一欄に掲載された通りに書いた著信局名は字數の多少に不拘一語です。例へば「Van-couverbritishcolumbia」は一語で課金されます。

(三) 著信名が未だ局名録に掲載されてゐない場合に國名又は地方區劃名を以て之を補足したる場合の局名、例へば北米カリフォルニア州の「XYZ」なる新局に宛てた場合も、「Xyzcalifornia」の様に一語として取扱はれます。

(註) (一)(二)(三)の場合若し發信人が分離記載しても受付局では之を一語に連結して計算して呉れます。

(ハ) 本文

(一) 普通語 || 各語辭に付十五字迄毎に一語但し普通語と隱語を混用した場合には各語辭に付五字毎に一語とします。

(二) 隱語 || 各語辭に付五字迄毎に一語

(三) 秘語 || 各語辭に付五字迄毎に一語

文字と數字の集合或は文字と數字から成る商標はこの秘語の例に依つて計算されます。

(四) 本文中の略號名宛 || 普通語電報中では各語辭に付十五字迄毎に一語、隱語電報中では五字迄毎に一語。

(ニ) 署名

署名は各語辭に付十五字迄毎に一語、但し文字又は數字の集合より成るものは各集合に付五字迄毎に一語。

(註) 隱語電報の場合でも計算上隱語としての制限は受けません。

語數計算例

現在 (十三年十月) 適用されてゐる料金は十三年四月に改正された換算率により次の如く規定されて居ります。

1 Gold franc converted at 67 sen

" " " " 112 sen for Reply paid.

即ち一金フランが送信には六七錢であり返信料前納のときは、一金フランに付一圓十二錢となる。そこでこの換算率でフラン建てで居る一語料金を圓に換算して料金を出す譯であります。

NLT TOURIST

NEW YORK

KINDLY CONVEY FOLLOWING MESSAGE TO GENERAL

LESLIE KINCAID AMERICAN HOTELS CORPORATION  
 STOP IMMENSELY DELIGHTED YOUR ACCEPTANCE  
 JHA INVITATION ANXIOUSLY AWAITING YOUR ARRIVAL  
 TAKAKU

例へば右の電報を打つに次頁の料金表を見るとニューヨーク各州は一語3.70幣とあるから67語×3.70=2.47錢となり。即ち日本からニューヨーク州までの送信料は一語二圓四十七錢となる事がお判りになると思ひます。扱語數であります。この電報は書信(NLT)課金指定であるから假令廿五語に満たないときでも最低廿五語分は課金される譯であります。この電文は本文二十三語、宛名二語、課金指定(NLT)が一語分で合計廿六語分課金せられる事になります。

即ち 2.47×26×1/5=21.40

此の書信電報の場合は全料金の三分の一となるのであつて語數に三分の一を乗じた後一語料金を乗じてはなりません。つまり一度廿六語の料金を出してから、その三分の一を出す事になります。尙送信料と返信料(RP)とは一語料金が相違してゐますから返信料に就ては其都度電信局へ尋ねなければなりません。

主なる外國各地宛通常電報一語料金 (VIA ANTEN)	
宛	地

亞細亞地方	中華民國・上海 ★香港 蘭領印度支那 佛領印度支那 印度・ビルマ セーロン 馬來半島 馬尼拉 亞細亞(Via CHO) シベリア(Via CHO)	法・五五 一・三五 三・一九 二・六四 三・〇〇 三・〇〇 三・一〇 二・九六 一・九〇 二・五〇 二・七五
歐羅巴地方	歐羅巴(例外あり) 其の他の各國	三・七五 三・四五
大洋洲地方	濠洲・タスマニア ハワイ諸島・オアフ ニューギニア ニューギニア	四・二五 二・五五 三・九一 四・一三 三・六九 四・一三
アフリカ地方	アレキサンドリア・カイロ・ポートサイド・スエズ ケニア・ユガンダ カサランカ(モロッコ) 南アフリカ 南アフリカ 南アフリカ ザンベジ	三・五〇 五・七五 三・六四 四・〇七 四・四〇 四・五九 五・九〇

★印は CABLE に依るもの	
加奈陀	三三三
モントリオール・ケベック	四〇七
メキシコ	三五七
アメリカ合衆国	四〇八
アリゾナ・アイダホ	三〇二
オレゴン各州	三一
カリフォルニア各州	三〇五
(桑港・オークランド)	三〇五
コロラド・カンサス・モンタナ・ネブラスカ・南北ダコタ	三〇五
ワイオミング各州	三〇四
イリノイズ・インディアナ・オハイオ・アイオワ・オクラハマ・テ	三〇三
ンネツシー・テキサス・ケンタッキー・ミシガン・ルイジアナ各州	三五二
ヨーロッパ各州	三〇二
パリ	三〇〇
ロンドン	三〇〇
アムステルダム	三〇〇
ブダペスト	三〇〇
ベルリン	四〇〇
コペンハーゲン	四〇〇
ストックホルム	四〇〇
ヘルシンキ	四〇〇
リヨン	四〇〇
ブリュッセル	四〇〇
アントワープ	四〇〇
バダホス	四〇〇
リスボン	四〇〇
セビリア	四〇〇
マドリッド	四〇〇
ワルシャワ	四〇〇
モスクワ	四〇〇
サンクトペテルブルク	四〇〇
ペルメ	五〇〇
ウ	五〇〇

船舶宛無線電報

船舶上に設置せられたる無線電信は航海中は大體左の役目を致します。

- 一、陸地又は他の船舶に在る人々と乗客並に船員との間に發着する電報の取扱
- 二、陸上無線局から放送せらるるニュースを受信してこれを乗客並に船員に知らしむる事
- 三、氣象電報に依つて低氣壓或は暴風雨の襲來を豫知し其の避難に便ならしむる事

尙以上の外に船舶の遭難に際し、人命、財産の保全に大なる救助機關となることは御承知の通りであります。尙次に何日に横濱を出帆した船とは何日間通信が出来るか、又何海岸を指定すべきか等について記します。

海岸局	所在地
幌筵無線電信局	北海道占守郡幌筵島 (毎年五月より九月迄閉局)
落石無線電信局	北海道根室市
銚子無線電信局	千葉縣銚子町
潮岬無線電信局	和歌山縣西牟婁郡潮岬村
下津井無線電信局	岡山縣下津井町
角島無線電信局	山口縣豊浦郡角島村
長崎無線電信局	長崎縣諫早町

基隆無線電信局 臺灣、基隆  
臺南無線電信局 臺灣、臺南

航行	航路區間	同上所要航行日數	航程と指定すべき海岸局名
シヤトル線	横濱シヤトル	十四日	横濱出帆後第二日までは銚子、第六日までは落石
桑港線	横濱桑港(ハノルル經由)	十五日	横濱出帆後第五日までは銚子、第六日までは落石
歐洲航路	横濱神戶	約廿時間	横濱出帆後十時間位は銚子其の以後は潮岬但し紀淡海峡に入つては下津井
	神戶門司	約廿時間	神戶出帆後十五時間姫島附近までは下津井、其の以西門司までは角島
臺灣航路	門司上海	三日	門司出帆後第一日は角島、第二日以後は長崎
	上海香港	四日	長崎、基隆、以後は臺南
	門司基隆	三日	第一日角島、第二日長崎、第三日基隆

料 金

本邦海岸局の媒介に依り本邦船舶局と本邦各局區間に發着する電報は所謂内國無線電報であつて、其料金は一音信(和文は十五字、歐文は五語)陸線料、海岸料及船舶料合計八十錢、夫れ以上は和文五字以内歐文一語毎に十五錢増であります。

又本邦海岸局の媒介に依り本邦各局とも外國船舶局間に發着する電報は外國無線電報で、一語毎に料金を課せら

れますが、其の内譯を説明すれば

- (イ) 本邦陸線料……………一語……………六錢
- (ロ) 本邦海岸料……………一語……………二十四錢
- (ハ) 外國船舶料……………一語……………四十「サンチム」(船舶により相違する事あり)

保 管

内外無線電報共豫め或る海岸局に送り込んで置いて、其の船舶が通信圏内に入つたならば其の電報を送信する様請求する事も出來ます。

此の海岸局の保管期間は特に請求ない限り發信の日から五日間で、若し名宛船舶に該電報が送れない時は沒書となります。従つて右期間満了前に局から右の通知がありますから、其際郵便又は電信の課金事務報を以て更に必要期間の保管方を請求することが出來ます。これでも尙送達が出來ないで沒書となつた場合には該電報の海岸料及船舶料は發信人に還付されます。

# 電話

## 内地通信

**市内電話** 同一加入区域内で交換する通話であります。  
**市外通話** 市内通話を除いた他の内地一般通話のことで、普通・至急の二種類があり至急通話は普通通話に優先して取扱はれます。

**夜間通話** これは普通通話料三十銭以上の通話区域で、午後八時から翌朝七時迄の間に取扱はれる、料金低減の通話です。これにも普通及至急通話があります。

**定時通話** とは特定の通話区域で、申込者の指定した時刻に取扱を開始するもので、加入者相互間の通話です。  
**呼出通話** 電話を持たぬ人とも話の出来るものがこの呼出通話の制度で、通話の對手をその最寄の局に呼出して通話をするものであります。

**臨時電話** とは冠婚・葬祭・各種會議・競技會その他多忙な場合、短期間加入の出来る制度でありまして、使用期間は開通の日から三十日以内となつてゐます。

**岸壁電話** 「海の宮殿」のやうな優秀船が一たび港に碇泊すれば、忽ち陸上との通信が必要となることは容易に想像されます。これらのために設けられた制度が即ちこの岸壁電話です。目下のところ、横濱及大阪港の左記岸壁又は棧橋繋留の船舶に限り、一日一回線毎に四圓の使用料及び一般通話同様の通話料を以て陸上と通話することが出来ます。

- ①臨時電話架設料は 一、二、三、四級局……………二〇圓  
 五、六、七、八、九、一〇、一一、一二級局……………一〇圓
- ②電話使用料は日額 一、二、三、四級局……………二圓  
 五、六、七、八、九、一〇、一一、一二級局……………一圓
- ③附加使用料は 乙種増設電話器一箇毎に……………三圓

岸壁電話施設場所	
横濱港岸壁 自一號至十二號	大阪港天保山棧橋
横濱港棧橋 A・B・C・D	大阪港櫻島第一棧橋
横濱港内國貿易棧橋	大阪港櫻島第二棧橋
横濱港第一號橋	大阪港第一船塀
横濱港第二號橋	大阪港第二船塀
横濱港第三號橋	大阪港第三船塀
横濱港第四號橋	大阪港第四船塀
横濱港第五號橋	大阪港第五船塀
横濱港第六號橋	大阪港第六船塀
横濱港第七號橋	大阪港第七船塀
横濱港第八號橋	大阪港第八船塀
横濱港第九號橋	大阪港第九船塀
横濱港第十號橋	大阪港第十船塀
横濱港第十一號橋	大阪港第十一船塀
横濱港第十二號橋	大阪港第十二船塀

(以上、横濱中央電話局管内)

(以上、大阪中央電話局管内)

船舶通話 先きの岸壁通話の制度を更に一步進めて、無線の媒介に依つて大洋上の船舶にまで通話圏を擴大したものがこの船舶通話で、遠洋航路船との通話（遠洋船舶通話）、近海航路船との通話（近海船舶通話）及び沿海航路以下の船との通話（沿岸船舶通話）の三種類があります。料金は遠洋船舶通話は船と内地との距離に應じ一通話各三圓、十二圓、二十一圓の三段に分れ、近海船舶通話は一圓五十錢均一、沿岸船舶通話は普通通話料の外に五十錢となつてゐます。船舶名及び通話取扱地は次の通りです。

通話種別	船舶名	通話取扱地
遠洋	秩父丸	陸地相互間國際通話を取扱ふ電話官署に同じ
近海	靖國丸 高千穂丸 高砂丸	
沿岸	進徳丸	京濱・東海・京阪神・中國及九州の各都市

尙下記船舶との通話は當分の内、京阪神其の他の特定地から普通通話料に三十五錢を加へた料金で取扱ふことになつてゐます。

鴨綠丸・黒龍丸・ばいかる丸・富士丸・徳壽丸・景福丸・昌慶丸・金剛丸・興安丸・保安丸・深江丸。

(一) 陸上から 秩父丸又は靖國丸へ電話をかけるには、電話加入者はその所屬局に「〇〇丸へ船舶通話」と告げれば東京中央電話局の無線電話係（受付係）につながれますから、次の様に話して下さい。尤も東京中央電話局所屬の自動式電話の加入者は丸ノ内（23）「〇〇一〇一」とダイヤルを廻すと直接受付係が出ます。

「秩父丸一等船客春野一郎氏こちらは東京丸ノ内四一四一番ジャパン・ツーリスト・ビュロー外人旅行部吉本」  
 (二) 船舶から 陸上に電話をかけるには、申込みは船室の電話からでも「テレホンボックス」からでも出來直接無線電信局の窓口へ行つてもよいのです。

遠洋船舶通話料金及受付時間

秩父丸の位置	普通通話料	受付時間	備考
(イ) 横濱より香港附近迄及び横濱より東へ航程約四日間	最初の三分時迄 三分時を超過するときは一分時迄毎に三分時を超過するときは一分時迄毎に四分	(中央標準時) 午前八時から 午後八時迄	(イ) 至急通話料は普通々話料の倍 (ロ) 通話取消料は普通々話料の三分時迄の普通々話料の十分の一
(ロ) 以後ハワイ通過迄	最初の三分時迄 三分時を超過するときは一分時迄毎に四分	午前八時から 午後五時迄	(ハ) 船舶の移動に伴ひ同一日中の受付時間に長短を生ずるときはその長い方の時間が當日の受付時間です
(ハ) ハワイ附近よりロスアンゼルス迄	最初の三分時迄 三分時を超過するときは一分時迄毎に七分	午前八時から 午後三時迄	

船舶の移動に伴ひ同一日（内地の日附に依る）中の通話に適用する料金に高低を生ずる場合にはその日だけは低額の料金にて取扱はれる。

靖國丸の位置	普通通話料	取 (中央標準時) 間	備 考
(イ) 横濱より香港附近迄	最初の三分時迄 三圓 三分時を超過するときは一分時迄毎圓	(イ) 横濱上海間午前八時より午後十一時迄 (ロ) 上海ベナン間午前十時より午後一時迄 (ハ) ベナンコロンボ間午後一時より午後十一時迄 (ニ) コロンボアデ間午後六時より午後十一時迄 (ホ) アデンポート間午前七時迄 (ヘ) ポートサイド間午前七時迄 (ハ) ボールブール間午前七時迄	(イ) 至急通話料は普通通話料の二倍 (ロ) 通話取消料は普通々話至急通話の區別に拘らず最初の三分時迄の普通々話料の十分の一 (ハ) 翌日かける通話でも前日から受付ける
(ロ) 香港附近よりボムベイ附近迄	最初の三分時迄 十二圓 三分時を超過するときは一分時迄毎四圓	(ホ) アデンポート間午前七時迄 (ヘ) ポートサイド間午前七時迄	
(ハ) ボムベイ附近よりロンドン迄	最初の三分時迄 二十一圓 三分時を超過するときは一分時迄毎七圓	(ハ) ボールブール間午前七時迄	

船舶の移動に伴ひ同一日(内地の日附に依る)中の通話に適用する料金に高低を生ずる場合にはその日だけは低額の料金にて取扱はれる。

### 外地通話

外地通話は内地と、朝鮮、臺灣、樺太間の通話でありまして、この中、内地と朝鮮、樺太間は有線で連絡され

内地、臺灣間は無線で東京中央電話局を接続局として、無線と有線とが連絡されてゐます。従つて、内地、臺灣間の通話料は一通話時六圓均一で、土地に依る差異がありませんが、内地と朝鮮樺太間の通話は次の如く連絡料と首尾料とを以つて各局毎に定められてあります。

内地・臺灣間	内地・朝鮮間 (連絡料及首尾料より成る)	外地通話料 金
一通話時(三分間)毎に...	一通話時(三分間)毎に...	連絡料 ①内地、朝鮮間一通話時(三分間)毎に(對馬國を除く).....一圓 ②對馬國、朝鮮間.....五〇錢
首尾料を課せず	首尾料を課すべし距離は別に定められた所に依る。	①内地に於けるもの...二錢五厘 ②朝鮮に於けるもの...二錢五厘 ③樺太に於けるもの...二錢五厘
首尾料を課すべし距離は別に定められた所に依る	首尾料を課すべし距離は別に定められた所に依る	①内地に於けるもの...二錢五厘 ②朝鮮に於けるもの...二錢五厘 ③樺太に於けるもの...二錢五厘

## 日 滿 通 話

五八

日滿通話は東京中央電話局、大連中央電話局間の無線連絡に依つて取扱はれる日滿間の電話通話であります。電話加入者の通話は、毎日午前八時から、午後十一時迄受付け、非加入者の通話は午前八時から午後八時まで取扱つて居ります。

普通通話料	一通話時(三分間)毎に	七	圓
至急通話料	同	十四	圓

## 國 際 通 話

國際電話は一九二七年に誕生以來發展を續け、現在に於ては地球上電話機の約九十五パーセントが相互に通話出来るまでに發展した國際通信界の花形です。國際電話は通話の國際性を考慮して、常に合理的であるやうに獨特の特殊制度を設けてあります。

### 申 込 方

(一) 東京中央電話局の加入者 Ⅱ 自動式電話の加入者は丸ノ内(3) (〇一〇一) にダイヤルを廻すと直接電話局の無線電話係(受付係)が出ます。

手働式電話の加入者は局を呼び出して相手方の國名又は地名を、例へば「アメリカへ國際通話」或は「ベルリンへ國際通話」と告げますと直ぐに中央電話局の無線電話係(受付)へ繼がれます。

(二) 東京へ即時通話局の加入者 Ⅱ 川崎、足立、世田ヶ谷、荻窪、王子、蒲田、田園調布、落合長崎、松澤、赤羽、日吉の各局加入者は、自動式電話ならば「一一〇」をダイヤルし、局が出たら取扱者に相手方の國名又は地名を告げれば直ぐ東京中央電話局の無線電話係(受付係)に繼がれますからこゝへ申込下さい。

(三) 其の他の局の加入者 Ⅱ 前記以外即ち横濱、名古屋、大阪、京都、神戸、札幌局等の加入者は其の所屬局の取扱者に相手方の國名又は地名、請求者の電話番号を告げて一旦受話器をかけて待つと、最先順位で東京中央電話局の無線電話係へ繼がれるから其時更めて申込むのです。

(四) 通話局(郵便局、電信局又は電話局窓口)からの申込。 Ⅱ 局で國際通話券を貰ひ受け、之に夫々所定の事項を記入し通話券と一緒に、通話見込時分の通話料、例へば五分話したいときには五分間の通話料に相當する金額を窓口不差出すと通話終了後豫納金は精算されます。

種 別 國際電話には通話者指定通話(パーソン・コール)、電話番号指定通話及呼出通知附通話の三種があります。

(一) 通話者指定通話(パーソン・コール) と云ふのは、通話申込の際相手の電話番号(不明のときは其の宿所)と共に電話口にかゝる相手の人(又は其の代人)を指定するのであります。若し相手の人が電話番号の所に居らず外出中などの場合には、其の出先を捜して電話にかゝる様取計つたり、帰宅時刻の判る場合などは更に其

五九



の時刻に接続する等の手配をして、折角の電話が無駄にならぬ様に致します。通話料金は双方が電話口に出て愈々通話を始めた時から計算致します。取次の者が電話口に出て本人が電話口に呼出されない間は料金は課せられません。此のパーソン・コールには次の様な色々な申込方があります。

- 1、ニューヨーク、五番街五五一の杉山太郎氏、當方は東京丸ノ内四一四一番河村次郎（相手が唯一人で、宛所も亦唯一の場合）
- 2、シャトル、イースト四五三番チャールズ・ジョンソン氏又はヘンリー・ブラウン氏、當方は大阪土佐堀四七五七番小村信一（相手が不在の場合は同一場所にいる代人も差仕ないと云ふ場合）
- 3、ハバナ三六〇番又は七八番の井上氏、當方は神戸三宮一二三四番澤村太郎（相手が事務所と家庭と云ふ風に二つの場所の何れにか居るか判らない場合）
- 4、メキシコ・シテイ、ピー九〇番日本領事（領事不在ならば副領事）當方は横濱本局二〇五〇番藤井商會（相手を職名に依つて指定し、尙代人でも差仕ないと云ふ場合）
- 5、マニラのマニラ・ジエネラル・モーターズ社内日本語の話せる人、なるべく明日午前十一時頃通話出来る様に接続して下さい。當方は名古屋西五〇〇五番中京貿易會社（特に或る國語を使ふことを目的とし、且接続の日時を希望した場合）
- 6、ベルリン、ウンテル・デン・リンデン、アドロン・ホテル内太田一郎氏、當方は福岡一〇一番山田五郎、相手の電話口に出るのが午後七時以後になりますようでしたら當方は一三〇〇番の方に接続願ひます。（電話番号不明なれども宿所が判つて居り、且或時刻に於ては別の電話へ接続希望を申出る場合）
- 7、ロンドン、カウエンディツシ街三三番地のエヴェレット・アーノールド夫人、當方は東京銀座三〇〇四番田中花子、

話し中三分になつたら注意して下さい。（相手の宿所は判つて居ても電話有無の判らぬ場合、この場合先方で電話を持つて居らなかつたら呼出通話となります。又通告の途中時分の経過通知希望を添へた例です）

パーソン・コールでは若し指定した相手が見付からない場合には通話取消料のみで通話料金は課せられません。

(二) 電話番号指定通話 は國內の通話と同様に單に電話番号だけで申込むのであります。對話者の電話番号が判らない場合は、住所氏名を示します。通話料は請求者の電話と對話者の電話とが、互に通話し得る状態に置かれた時から計算されます。

(三) 呼出通知附通話 は相手が電話を持つて居ない場合に利用されるもので先方の呼出にはメツセンジャー・ボーイを派したり、他の局へ依頼したりして、出来る丈け呼出に努力を拂ふことになつて居ります。此の通話では相手の所在を早く知ることが必要ですから、申込の際相手の住所氏名は詳しく、且職業等が判つて居るときは之を知らせておくると便利です。特別に呼出料は要りません。尙通話料の計算は請求者が本人と通話を始めたときから起算されます。

希望事項の申出 國際通話では何れの申込に對しても、前例にもある通り、申込の際必要に應じて次の様な希望を附け加へて置くことも出来ます。これもパーソン・コールと同じく國際通話の一特色です。

(一) 何日何時頃接続を希望する（此の希望に對しては正確に其の時刻に接続されとは限らないが、大體希望の時刻に接続されます）

(二) 或時刻以前、又は或時刻から或時刻までの間は請求者側の電話は別の電話へ接続を希望する（此の場合

は豫め別の電話の番號を告げて置くこと。通話料は實際接続された方の電話加入者へ課金されます。

(三) 三分になつたら注意して欲しい (國際通話では豫め申出でない通話の途中でかう云ふ通知がされない) **特別指定事項の受付** (通話題目の豫報取扱) 國際通話では尙利用者の便宜の爲に次の様な取扱がある。

(一) 商業上の通話の場合など通話の題目を豫め先方に簡単に傳へること。

例へば鐵道株のことに就て話しをしようと思ふときは申込の際「鐵道株」と告げれば、局では之を先方へ通知し、先方では夫れに必要な材料を前以て準備して電話にかゝることが出来、且接続と同時に話の本題に入れるから大變便利です。右請求は出来る丈け分り易い簡単な言葉(英語に直して二語以内)で申出ること。

(二) 先方に通話をノートさせる爲豫め速記者を要求すること。

以上の様に國際通話ではパーソン・コールとか又色々な希望條件の申出も出来、凡て利用者の便宜に立脚した取扱方をしてゐるので之を上手に利用するときは豫め相手方との間に電報で通話の打合などする必要がない譯です。

**先方の都合等の通報** 通話を申込むと間もなく局から先方の都合例へば「………さんは直ぐお出になるさうです」とか、「………さんは不在です」とかの知らせがあります。

通話が終ると局から通話した時分と其の料金を知らせて参ります。

**通話料金** 通話料は、通話種別に依る區別なく、總て對手地に依つて最初の何分時迄何圓と云ふ様に定められて居ります。三分以内でも三分時分の料金を課せられますし、三分を超えた場合は其の超過一分毎に三分時の通話

料の三分の一を課せられることになつて居ります、又米國方面へは日曜日に限り、歐羅巴方面へは土曜日に限り夫々特に**安い料金**で通話の取扱をすることになつて居ります。

尙通話開始の知らせをされ、先方の都合等を知らされた時に、回線に故障等が無いのに局の呼出に應じられない場合、又は先方が不在等の理由で請求著が通話の申込を取消されたやうな場合には**取消料**を課せられます。取消料は大體通話料(三分時)の十分の一程度になつて居ります。

國際通話料金 (土は土曜日、日は日曜日を示す)	
對手地	通話料 (最初三分時迄)
アジア地方	七・五
中華民国	四
上 領 印 度 海	七・五
第 一 地 帯	六〇
第 二 地 帯	六〇
第 三 地 帯	六〇
第 四 地 帯	六〇
第 五 地 帯	六〇
第 六 地 帯	六〇
第 七 地 帯	六〇
第 八 地 帯	六〇
第 九 地 帯	六〇
第 十 地 帯	六〇
第 十一 地 帯	六〇
第 十二 地 帯	六〇
第 十三 地 帯	六〇
第 十四 地 帯	六〇
第 十五 地 帯	六〇
第 十六 地 帯	六〇
第 十七 地 帯	六〇
第 十八 地 帯	六〇
第 十九 地 帯	六〇
第 二十 地 帯	六〇
第 二十一 地 帯	六〇
第 二十二 地 帯	六〇
第 二十三 地 帯	六〇
第 二十四 地 帯	六〇
第 二十五 地 帯	六〇
第 二十六 地 帯	六〇
第 二十七 地 帯	六〇
第 二十八 地 帯	六〇
第 二十九 地 帯	六〇
第 三十 地 帯	六〇
第 三十一 地 帯	六〇
第 三十二 地 帯	六〇
第 三十三 地 帯	六〇
第 三十四 地 帯	六〇
第 三十五 地 帯	六〇
第 三十六 地 帯	六〇
第 三十七 地 帯	六〇
第 三十八 地 帯	六〇
第 三十九 地 帯	六〇
第 四十 地 帯	六〇
第 四十一 地 帯	六〇
第 四十二 地 帯	六〇
第 四十三 地 帯	六〇
第 四十四 地 帯	六〇
第 四十五 地 帯	六〇
第 四十六 地 帯	六〇
第 四十七 地 帯	六〇
第 四十八 地 帯	六〇
第 四十九 地 帯	六〇
第 五十 地 帯	六〇



ノヴァ・スコタイア	九五(日六九)	キアラメーリ	八二(土四二・五〇)
ブリンス・エドワー	九五(日六九)	リメーリ	八二(土四二・五〇)
ド島	九五(日六九)	ハンガリー	九六(土五六・〇〇)
クエベック	九五(日六九)	イタリア	八〇(土四〇・〇〇)
オンタリオ東南部	九五(日六九)	ライヴアイア	八三(土四三・〇〇)
メキシコ	一〇三(日八四)	リスミア	八三(土四三・〇〇)
キューバ	一一〇(日七九)	ルクセンブルグ	八二(土四二・〇〇)
アルゼンチン	一一〇(日七九)	和蘭	八三(土四三・〇〇)
ヴェノス・アイレス	一五〇	ノルウェー	九二(土五一・〇〇)
その他各地	一五七	ポルトガル	八七(土四七・〇〇)
ブラジル	一六四	ポルトガール	一一〇(土七〇・〇〇)
ミナス・ゼーラス	一八二	ルーマニア	一〇一(土六一・〇〇)
リオ・デ・ジャネイロ	一八二	スウェーデン	一〇五(土六五・〇〇)
サン・パウロ	一八二	スイス	九〇(土五〇・〇〇)
チリ	一〇〇(日九〇)	スペイン	八三(土四三・〇〇)
太平洋地方	100(日90)	ギリシャ	八三(土四三・〇〇)
ハワイ群島	四五(日三三)	ポランド	八三(土四三・〇〇)
ホノルル	四五(日三三)	ギリシャ	八三(土四三・〇〇)
オアフ島以外	五五(日七七)	ルーマニア	八三(土四三・〇〇)

# 郵便爲替

## 郵便爲替の種類

**通常爲替** 最も一般に利用されてゐるもので、まづ爲替振出局から拂渡局に爲替の案内を送附して置き、爲替證書は差出人から受取人に送達するものです。この證書一枚の金額制限は三百圓迄です。

**電信爲替** はその名が示すやうに、電信に依つて爲替金額・受取人宿所氏名・差出人氏名等を拂渡局に通報し、爲替證書は拂渡局から受取人に送達するものであります。至急を要する場合の送金に利用されます。この證書一枚の金額制限は五百圓迄です。

**小爲替** は上記の爲替類と異つて案内式でなく、その他取扱がすべて簡單である點が特長で、主として小額送金用の爲替であります。この證書一枚の金額制限は二十圓迄です。

**爲替の特殊扱** 郵便や電信などにあつた如く、爲替にも色々な特殊取扱制度が設けられています。主なるものは

**線引讓渡** これは爲替證書の裏面に二本の線を引き、之を銀行に讓渡するもので、銀行を指定した場合は、その平行線内に銀行名を記載するのであります。

證書送達 は通常爲替に限られた制度で、普通郵便なり速達なり航空便なりに依つてその證書を受取人に送達するものです。

拂渡停止 通常爲替及電信爲替の差出人は、何かの都合で爲替金の拂渡を停止したい場合は、その請求をする事が出来ます。

拂戻局・拂戻局の変更 をすることも出来ます。但し通常爲替と電信爲替の差出人または受取人に限ります。

爲替金拂渡済否取調 確に受取人に拂渡されたかどうかを調べるもので、この通知方法には郵便及電信に依る二種類があります。

再度證書請求 爲替證書を亡失したり、或は汚班・毀損した場合は、再度爲替證書の請求することが出来ます。

### 國際郵便爲替

國際郵便爲替 とは外國との約束に依つて交換する郵便爲替のことで、これに對し國內でやりとりする爲替のこを内國爲替と言ひます。これらの主なる交換國名・振出制限額を示しますと次の如くです。但し外國爲替管理法に依り一口邦貨千圓に限られます。

交換國	振出最高最低制限額
聯合國	
アルゼンティン	一センタヴオより 五〇〇ペソ迄
*ベネズエラ	一ザンチエームより 一、〇〇〇ベルガ迄
ブラジル	一〇〇レリスより 三〇〇ミルレイス迄
*フランス・佛領印度支那・希臘	一サンチームより 五、〇〇〇フラン迄 (佛貨)
*チエツコスロヴァキア	一サンチームより 三、〇〇〇フラン迄 (佛貨)
*イタリヤ	一サンチームより 一、〇〇〇フラン迄 (佛貨)
ポルトガル	一サンチームより 一、〇〇〇フラン迄 (佛貨)
*ヴァイティカン	一サンチームより 一、〇〇〇フラン迄 (佛貨)
*ドミニカ	一ペンニケヒより 八〇〇ライヒスマルク迄
*スイス	一サンチームより 一、四〇〇フラン迄 (瑞西貨)
*アイスランド	一オールより 九〇〇クローネル迄 (アイスランド貨)
*デンマーク	一オールより 七二〇クローネル迄 (デンマーク貨)
*ノルウェー	一オールより 一、〇〇〇クローネル迄 (ノールウエー貨)
*スウェーデン	一オールより 一、〇〇〇クローネル迄
*オランダ	一セントより 五〇〇フロリン迄
*蘭領東印度	一セントより 四八〇フロリン迄
チリ	一ペニーより 四〇ポンド迄

*ダ ン ヂ ツ ヒ	*エ ヂ ブ ト	*フ イ ン ラ ン ド	*ス ペ イ ン	*澳 門 の 他	そ の 他	*滿 洲 國	中 華 民 國	*英 國	*ア イ ル ラ ン ド	ホ ン グ リ ヤ ス	ウ ル グ ワ イ	ベ ル ガ リ ヤ	ア メ リ カ	カナ ダ ・ メ キ シ コ	フ イ リ ッ ピ ン 群 島 、 香 港 、 濠 洲 聯 邦 、 海 峽 殖 民 地 、 馬 來 聯 邦 及 諸 洲
------------------------	-------------------	-----------------------------	-------------------	-------------------	-------------	--------------	------------------	---------	-----------------------------	----------------------------	-----------------------	-----------------------	------------------	----------------------------------	--

一ペニーより	四〇ポンド迄
一ペニーより	四〇ポンド迄
一ペニーより	四〇ポンド迄
一ペニーより	四〇ポンド迄
一ペニーより	四〇ポンド迄
一ペニーより	四〇ポンド迄
一ペニーより	四〇ポンド迄
一ペニーより	四〇ポンド迄
一ペニーより	四〇ポンド迄
一セントより	一〇〇ドル迄
一セントより	一〇〇ドル迄
各いづれも	四〇〇圓迄

① 通常爲替は 一錢より三〇〇圓迄  
 ② 小爲替は 一圓より二〇圓迄  
 ③ 電信爲替は 一圓より五〇〇圓迄

\*印は電信爲替をも交換し得る國にしてその内スイス・ドイツ・オランダ領東印度・エヂプト・オランダ・ポーランドと交換するものは無線電信に依つても送達することが出来る。

**國際郵便爲替** には内國爲替にあつた種類の外に次のものがあります。尙、國際小爲替は日滿間にのみ限られた制度であります。

**代金引替爲替** は通常は小包郵便引替代金送附用として通常爲替に準じて取扱はれてゐる爲替です。  
**爲替に通信文が書ける** とすれば、どんなに便利なこととせう。殊に遠い外國にある向に送金する場合など、然し國際爲替はこの要求を次の如く満たして呉れます。

爲替に通信文の書けるもの	
*聯合約定又は中華民國との	約定に依る
滿洲國と	通常爲替・電信爲替
交換する	
*聯合約定加盟國は日本、獨逸、オーストリー、ベルギー、丁抹、スペイン、フランス、伊太利、諾威、和蘭、瑞典、瑞西等の六十九ヶ國。	通常爲替

**國際爲替の特殊取扱** の内で内國爲替と同様、或はこれに準ずると認められるものを挙げますと  
 爲替證書留置・證書別配達・證書の航空送達・拂渡濟通知・取調請求・取戻及拂戻・拂渡停止等でありまして、國

際爲替の特別なものとしては爲替の有効期間を更新するために日附認證の制度があります。尙これらの料金に就ては最寄の郵便局におたづね下さい。

附 録

歐 文 通 話 表 ..... 七頁  
 和 文 通 話 表 ..... 七頁  
 慶 弔 電 報 文 例 ..... 六頁  
 外 國 祝 賀 電 報 文 例 ..... 六頁  
 國 定 ローマ 字 綴 り 方 表 ..... 八〇

歐 文 通 話 表 (歐文電報託送用)

文		字	
Asia の <b>A</b>	Bombay の <b>B</b>	Canada の <b>C</b>	
Denmark の <b>D</b>	England の <b>E</b>	France の <b>F</b>	
Glasgow の <b>G</b>	Hongkong の <b>H</b>	Italy の <b>I</b>	
Japan の <b>J</b>	Kobe の <b>K</b>	London の <b>L</b>	
Manila の <b>M</b>	New York の <b>N</b>	Osaka の <b>O</b>	
Paris の <b>P</b>	Queen の <b>Q</b>	Rome の <b>R</b>	
Shanghai の <b>S</b>	Tokyo の <b>T</b>	Union の <b>U</b>	
Venis の <b>V</b>	Washington の <b>W</b>	X-mas の <b>X</b>	
Yokohama の <b>Y</b>	Zero の <b>Z</b>		

數		字	
1 數字の <b>ヒト</b>	2 數字の <b>フタ</b>	3 數字の <b>サン</b>	
4 數字の <b>ヨン</b>	5 數字の <b>ゴ</b>	6 數字の <b>ロク</b>	
7 數字の <b>ナナ</b>	8 數字の <b>ハチ</b>	9 數字の <b>キウ</b>	
0 數字の <b>マル</b>			

記		號	
・終 點	，讀 點	( ) 括 弧	/ 斜 線

**通話方法**

- 一 文字ヲ送ルニハ例ヘバ「A」ヲAsiaのA「ト通話スルガ如シ
- 二 數字ヲ送ルニハ例ヘバ「1」ヲ數字の「ヒト」ト通話スルガ如シ
- 三 記號ヲ送ルニハ其ノ本來ノ名稱ヲ以テ通話スルモノトス但シ括弧ハ「(」ヲ「右向括弧」「)」ヲ「左向括弧」ト通話スルモノトス
- 四 語ト語トノ中間ニハ「スペース」ト通話スルモノトス

和文通話表 (和文電報託送用)

文		文		文		文		文		文									
大ヤ	和ト	燐寸	ノ	葉書	ノ	ハ	ナ	名古	屋	煙草	ノ	櫻	ノ	爲替	ノ	朝日	ノ	ア	ア
ヤ	マ	マ	ハ	飛	行	機	ノ	日	本	千	鳥	新	聞	切	手	イ	ロ	イ	イ
ミ	ヒ	ニ	チ	ニ	チ	ニ	チ	ニ	チ	ニ	チ	ニ	チ	ニ	チ	ニ	チ	ニ	チ
弓	矢	無	線	富	士	山	ノ	沼	津	又	ツ	鶴	龜	雀	ノ	車	ノ	上	野
ユ	ム	フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ
明	治	平	和	鼠	ノ	手	紙	世	界	景	色	英	語	エ	エ	エ	エ	エ	エ
メ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ
吉	野	紅	葉	保	險	野	原	富	山	算	盤	子	供	コ	コ	オ	オ	オ	オ
ヨ	モ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ

法方話通	號記	字 數	字
<p>一 文字ヲ送ルニハ例ヘバ「ア」ヲ「朝日ノア」ト通話スルガ如シ但シ濁點又ハ半濁點アルモノハ例ヘバ「バ又ハバ」ヲ「葉書ノハニ濁點」又ハ「半濁點」ト通話スルガ如シ</p> <p>二 記號ヲ送ルニハ例ヘバ「一」ヲ「数字ノヒト」ト通話スルガ如シ</p> <p>三 記號ヲ送ルニハ其ノ本來ノ名稱ヲ以テスルモノトス</p>	一	長	音
	六	数字ノ	ロク
	七	数字ノ	ナナ
	八	数字ノ	ハチ
	九	数字ノ	キウ
一	区	切	點
二	濁	點	
三	半	濁	點
四	下	向	括
五	上	向	括
一	ラ	チ	オ
二	ワ	ラ	
三	ワ	ラ	
四	ワ	ラ	
五	ワ	ラ	
六	ワ	ラ	
七	ワ	ラ	
八	ワ	ラ	
九	ワ	ラ	
一〇	ワ	ラ	
一一	ワ	ラ	
一二	ワ	ラ	
一三	ワ	ラ	
一四	ワ	ラ	
一五	ワ	ラ	
一六	ワ	ラ	
一七	ワ	ラ	
一八	ワ	ラ	
一九	ワ	ラ	
二〇	ワ	ラ	
二一	ワ	ラ	
二二	ワ	ラ	
二三	ワ	ラ	
二四	ワ	ラ	
二五	ワ	ラ	
二六	ワ	ラ	
二七	ワ	ラ	
二八	ワ	ラ	
二九	ワ	ラ	
三〇	ワ	ラ	
三一	ワ	ラ	
三二	ワ	ラ	
三三	ワ	ラ	
三四	ワ	ラ	
三五	ワ	ラ	
三六	ワ	ラ	
三七	ワ	ラ	
三八	ワ	ラ	
三九	ワ	ラ	
四〇	ワ	ラ	
四一	ワ	ラ	
四二	ワ	ラ	
四三	ワ	ラ	
四四	ワ	ラ	
四五	ワ	ラ	
四六	ワ	ラ	
四七	ワ	ラ	
四八	ワ	ラ	
四九	ワ	ラ	
五〇	ワ	ラ	
五一	ワ	ラ	
五二	ワ	ラ	
五三	ワ	ラ	
五四	ワ	ラ	
五五	ワ	ラ	
五六	ワ	ラ	
五七	ワ	ラ	
五八	ワ	ラ	
五九	ワ	ラ	
六〇	ワ	ラ	
六一	ワ	ラ	
六二	ワ	ラ	
六三	ワ	ラ	
六四	ワ	ラ	
六五	ワ	ラ	
六六	ワ	ラ	
六七	ワ	ラ	
六八	ワ	ラ	
六九	ワ	ラ	
七〇	ワ	ラ	
七一	ワ	ラ	
七二	ワ	ラ	
七三	ワ	ラ	
七四	ワ	ラ	
七五	ワ	ラ	
七六	ワ	ラ	
七七	ワ	ラ	
七八	ワ	ラ	
七九	ワ	ラ	
八〇	ワ	ラ	
八一	ワ	ラ	
八二	ワ	ラ	
八三	ワ	ラ	
八四	ワ	ラ	
八五	ワ	ラ	
八六	ワ	ラ	
八七	ワ	ラ	
八八	ワ	ラ	
八九	ワ	ラ	
九〇	ワ	ラ	
九一	ワ	ラ	
九二	ワ	ラ	
九三	ワ	ラ	
九四	ワ	ラ	
九五	ワ	ラ	
九六	ワ	ラ	
九七	ワ	ラ	
九八	ワ	ラ	
九九	ワ	ラ	
一〇〇	ワ	ラ	



慶弔電報文例

出産	略號	① 慶祝文例	例
入學	イ	御安産ヲ祝ス	
同	ロ	御入學ヲ祝ス	
同	ハ	御入學御芽出度ウ	
合格	ニ	合格ヲ祝ス	
卒業	ホ	御卒業ヲ祝ス	
同	ヘ	御卒業御芽出度ウ	
結婚	ト	御結婚ヲ祝ス	
同	チ	華燭ノ盛典ヲ祝シ御多幸ヲ祈ル	
同	リ	謹ミテ御婚禮ヲ御祝ヒ申シマス	
榮轉	ヌ	御榮轉ヲ祝ス	
榮進	ル	御榮進ヲ祝ス	
入選	ヲ	御入選ヲ祝ス	
入賞	ワ	御入賞ヲ祝ス	
當選	カ	御當選ヲ祝ス	
優勝	ヨ	御優勝ヲ祝ス	
成功	タ	御成功ヲ祝ス	
安着	レ	御安着ヲ祝ス	
歸朝	ソ	無事御歸朝ヲ祝ス	
壽賀	ツ	還曆ノ御祝典ヲ賀ス	
會合	ネ	御盛會ヲ祝ス	
落成	ナ	新築落成ヲ祝ス	
開業	ラ	新開業ヲ祝ス	
同	ム	御開店ヲ祝シ御繁榮ヲ祈ル	
入營	ウ	御入營ヲ祝ス	
凱旋	キ	光輝アル凱旋ヲ祝ス	
共通	ノ	御盛典ヲ祝ス	
同	オ	御芽出度ウ	
同	ク	謹ミテ御祝ヒ申シマス	
同	ヤ	晴ノ鹿島立ヲ祝シ一路御平安ヲ祝ル	
同	マ	御出征ヲ祝シ皇國ノタメ御奮闘ヲ祈ル	

② 弔慰文例

番號	文	例
一	謹ミテ御逝去ヲ悼ム	
二	謹ミテ御悔ミ申ス	
三	謹ミテ哀悼ノ意ヲ表ス	
四	御逝去ヲ悼ミ御冥福ヲ祈ル	
五	御永眠謹ミテ御悔ミ申シマス	
六	謹ミテ護國ノ英靈ニ對シ敬弔ノ意ヲ表ス	
九	御尊父様ノ御逝去ヲ悼ミ謹ミテ御悔ミ申シマス	
一〇	御母堂様ノ御逝去ヲ悼ミ謹ミテ御悔ミ申シマス	
略號	文	例
エ	謹ミテ新年ヲ賀ス	
テ	謹ミテ新年ノ御祝詞ヲ申上ゲマス	
ア	明ケマシテ御芽出度ウ御座イマス	
サ	新玉ノ年ノ始ノ御壽芽出度ク御祝ヒ申上ゲマス	
キ	謹ミテ新年ヲ賀シ御尊家ノ萬福ヲ祈ル	
ユ	謹ミテ新年ヲ賀シ平素ノ御無音ヲ謝ス	
メ	謹ミテ新年ヲ賀シ倍舊ノ御愛顧ヲ願フ	
ミ	新年御芽出度ウ御座イマス相變ラズ御引立テヲ願ヒマス	
シ	謹ミテ年頭ノ御挨拶ヲ申上ゲ益々御繁榮ヲ祈ル	
エ	謹ミテ新年ヲ賀ス早々賀詞ヲ賜ハリ難有存ジマス	
ヒ	洋上ヨリ遙ニ故國ノ新年ヲ賀ス	
モ	新年ヲ賀シ御安着ヲ待ツ	
セ	謹ミテ新年ヲ賀シ一路平安ヲ祈ル	
ス	新年御芽出度ウ御座イマス當方皆無事御安心下サイ	
ソ	謹ミテ新年ヲ賀ス皇國ノタメ一層御奮闘ヲ祈ル	

- (4) All affection and good wishes for a Merry Christmas to you and yours.
- (5) We all join in wishing you a Merry Christmas.
- (6) Love and a Merry Christmas to you all.
- (7) May your Christmas be a merry one and the New Year full of happiness.
- (8) May Christmas bring you naught but joy and banish all care and sorrow.
- (9) Allow us to extend to you our Holiday Greetings and to wish you a most Happy and Successful New Year.
- (10) To you, as one of our old and valued customers, we send a Merry Christmas and a Happy New Year. May our friendly relations continue for many years to come.

## 外國祝賀電報文例 (任意文)

### NEW YEAR GREETINGS

- (1) Best wishes for the New Year. May it bring to you and your family health, happiness, peace and prosperity. May it see your hopes fulfilled and may it be rich in the successful accomplishment of your highest aims.
- (2) Best wishes for a Happy New Year.
- (3) May it be a Happy Year full of health and all good things for my (our) dear friend (friends) .
- (4) May peace and happiness be yours in the New Year. May fortune smile upon you and favor you with many blessings.
- (5) My (Our) best wishes for a New Year rich in blessings.
- (6) May the New Year be a good year to you and yours is the wish of your friend.
- (7) May the coming year and all that succeed it deal lightly and kindly with you.
- (8) May the coming year bring you happiness in fullest measure.
- (9) The happiest of New Years to you and yours.
- (10) May the New Year bring you the fullest measure of health, happiness and prosperity.

### CHRISTMAS GREETINGS

- (1) Every good wish for a Merry Christmas and a happy and prosperous New Year.
- (2) My (Our) very best wishes for a Merry Christmas.
- (3) Merry Christmas to you and all the family.

387  
533

非賣品

印刷人 印刷所 編輯人兼  
 原田常次郎 東京市京橋區八丁堀二丁目一番地  
 原田印刷所 東京市京橋區八丁堀二丁目一番地  
 杉山彌一郎

發行所 社団法人  
 東京市麴町區丸ノ内二丁目一番地  
 (日本旅行協會)

昭和十三年十二月二十日印刷  
 昭和十三年十二月二十五日發行

國定ローマ字綴り方表

a	i	u	e	o			
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo
sa	si	su	se	so	sya	syu	syo
ta	ti	tu	te	to	tya	tyu	tyo
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo
ha	hi	hu	he	ho	hya	hyu	hyo
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo
ya	i	yu	e	yo			
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo
wa	i	u	e	o			
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo
za	zi	zu	ze	zo	zya	zyu	zyo
da	di	du	de	do	dya	dyu	dyo
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo

昭和12年9月21日官報第3217號で公布された内閣訓令  
 第三號に依るローマ字綴り方表  
 [尙昭和13年3月8日鐵道公報「達第一二七號」参照]

終